

平成26年度

第13回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年10月7日 (火)
開会13時08分 閉会14時41分

場 所 教育委員室

平成26年度
第13回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県教育実践者表彰について
- 第2号議案 教職員の懲戒処分等について

(2) 報 告

- ①管理職・主幹教諭選考試験について
- ②山香農業高校教諭によるFacebookへの不適切な書き込みに対する処分について
- ③「おおいた教育の日」推進大会について
- ④大分県PTA連合会からの要望について
- ⑤平成26年度歴史博物館特別展「九州の戦国」について

(3) 協 議

- ①大分県グローバル人材育成推進プラン（案）について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	教育長	野 中 信 孝
	欠席委員	首 藤 照 美
事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課指導主事兼課長補佐（総括）	姫 野 悟
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	歴史博物館長	小 林 浩 典
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

13 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、首藤委員が欠席です。

ただいまから平成26年度 第13回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は14時30分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案、報告の②については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び第2号議案、報告の②については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

①管理職・主幹教諭選考試験について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「管理職・主幹教諭選考試験について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

前回の教育委員会で協議していただいた管理職選考及び主幹教諭選考について、実施要項がまとまりましたのでご報告いたします。

まず、管理職選考についてですが、今年度実施の選考の主な変更点は3点です。

1点目として、昨年度から資格試験化を打ち出しましたが、そのことを明確化するために、選考名及び登載名簿の名称を変更しております。

2点目として、今回の選考から新たに「求める管理職像」を示し、求める人材を明確化しております。

3点目として、人事評価の結果を5年分使用することとします。

続いて、主幹教諭選考についてですが、選考日程を早めるため、教頭選考との併願を認め、募集期間を同じくし、教頭選考との併願希望者は願書を教頭選考のもので兼ねるように変更しております。また、県立学校における主幹教諭選考を新たに実施することとなっております。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

(岩崎委員)

「求める管理職像」にある主任制度についての記述ですが、学校改革

のための具体的な取組みの例示なので、「主任制度など」と「など」を付けて、例示であることが分かるような表現にしていかがでしょうか。

(藤本教育人事課長)

わかりました。

③「おおいた教育の日」推進大会について

(松田委員長)

次に、報告第3号「『おおいた教育の日』推進大会について」報告をしてください。

(曾根崎社会教育課長)

11月1日の「おおいた教育の日」推進大会のご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。開始は11月1日(土)の13時からになります。場所は日田市です。

平成22年度から、地域開催として別府市、宇佐市、佐伯市、豊後大野市で開催致しまして、10周年記念推進大会は日田市での開催となります。

内容につきましては、10周年を記念する講演と本年度設定しました年間テーマ「学校・家庭・地域で育む子どもたちの健康」に基づく講演を実施します。開会前のアトラクションは、日田市立日隈小学校金管バンドによる演奏を披露します。

第1部では、10周年記念講演「日本の心～美しい情緒と国柄～」と題して、「国家の品格」の著者として有名な、お茶の水女子大学名誉教授の藤原正彦氏の講演を行います。第2部では「みんなで進める笑顔とお口の健康づくり」と題して、岩瀬達雄氏に、講演していただきます。岩瀬氏がこれまで取り組まれてきた佐賀県の例を紹介していただきながら、学校・家庭・地域の中で、歯の健康への意識がどのように浸透し、向上したかなど、お話していただきます。

参加者につきましては、県民、学校教育関係者、社会教育関係者等となっていますが、900人を目標にしています。

次に、3ページのエッセー入賞者一覧をご覧ください

推進大会の第2部において、エッセー表彰者の表彰と最優秀作品の朗読を予定しています。募集については、一般の部、小・中・高等学校・大学等の部、ともに「健康を考える」というテーマで募集をしたところ、一般が28点、小学生54点、中学生247点、高校生855点、大学生7点の計1191点の応募がありました。

9月29日に実施した審査委員会の経過と結果をご説明します。大分県教育の日推進会議の参加団体から16名の方に審査していただきまし

た。予備審査の後「一般の部」12作品、「小・中・高等学校・大学等の部」17作品の中から、3ページに掲載していますとおり、部門ごとに最優秀賞と優秀賞を決定いたしました。なお、学校賞については、日田市立大山中学校、東九州龍谷高等学校の全校をあげての取組が評価されての受賞となります。

作品については、推進大会プログラムや大分県教育委員会ホームページに掲載して、広く県民に紹介します。

最後に、10月～11月の普及期間中の関連行事についてです。本年度は県内各地において955行事が実施され、多くの県民の方々にご参加いただく予定です。各行事については県教育委員会のホームページで紹介をしています。

以上、「おおいた教育の日」推進大会について報告させていただきましたが、当日は松田委員長に教育委員会を代表してご参加いただく予定となっています。教育委員の皆様にも、大変お忙しい中とは思いますが、ご参加をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいまの報告につきまして、質問・意見はございませんか。

(松田委員長)

資料3ページの「作品タイトル・概要」の欄に「80歳」と書いてありますが、選考に年齢は関係あるのですか。

(曾根崎社会教育課長)

選考に年齢は関係ありません。ちなみに、応募者の最高齢の方は90歳でした。

④大分県PTA連合会からの要望について

(松田委員長)

次に、報告第4号「大分県PTA連合会からの要望について」報告をしてください。

(曾根崎社会教育課長)

大分県教職員組合主催の「親子で学ぶ韓国平和の旅」について、多くの保護者の不安や疑問の声、大分県PTA連合会に寄せられました。

このことから、教育現場への不安や疑問が早急に取り除かれるよう、10月1日、大分県PTA連合会から、公教育の中立性を保った教育活動及び学習指導要領に準じた平和授業の実施について、要望書が県教育

委員会に提出されました。

教育長からは、必要に応じて大分県教職員組合に申し入れを行うこと、学習指導要領に基づいた教育が適正に行われるよう改めて指導すること、平和授業の実態について調査した上で、必要な措置を講じると、コメントをいたしました。

なお、10月3日に、大分県PTA連合会から大分県教職員組合へ、「親子で学ぶ韓国平和の旅」に関して、教育活動が学習指導要領に基づいたものになるよう、是正を求める要請書が提出されております。

以上で報告を終わります。

(松田委員長)

ただいまの報告について、質疑・意見等はございませんか。

(岩崎委員)

「親子で学ぶ韓国平和の旅」に関しては、組合活動であっても教員の立場を考えた場合、教育指導上において適切とはいえない面があるのではないかという観点から、教育委員会会議において議論したところです。

今回、県PTA連合会から平和授業についての要望がなされていますが、現在、平和授業がこういった形で実施されているのか、平和授業とはどういうものをまず説明してください。

(河野理事兼教育次長)

本年度の大分県教職員組合の運動方針には、「四結節点を中心として平和教育の日常化を図ります。」と記載されています。「8月6日『平和をねがう日』を特設授業として、人間の尊厳を基調に、『原水爆』『戦争』『核』を中心主題とし実践します」、「5月3日『憲法記念日』、12月8日『アジア・太平洋戦争』、2月11日『建国記念の日』の特設授業を行い、『平和』を追求する四結節点の充実・発展に取り組みます」、「学校の年間カリキュラムのなかに、5月3日『憲法記念日』、8月6日『平和を願う日』、12月8日『アジア太平洋戦争』、2月11日『建国記念の日』の四結節点での特設授業を位置づけるとともに、教科・教科外の日常実践を組織的にすすめます」と記載されています。平和授業については、教育長が、その実態について調査するとコメントいたしました。

(岩崎委員)

どんなコメントをされたのか、具体的に教えてください。

(野中教育長)

要望の1点目については、組合に対して、必要に応じて再度申し入れ

を行うこと、必要があれば指導を行うこと。2点目については、実態を調査することです。

(河野理事兼教育次長)

先ほどは、省略しましたので、読み上げます。

(曾根崎社会教育課長)

教育長のコメントを読み上げます。

「大分県教職員組合が主催した『親子で学ぶ韓国平和の旅』や『ミニ懇』など近時報道されている事柄につきましては、学習指導要領を含め、法令遵守の観点から、可能な限りの対応をしてきたところですが、本日、多くの保護者の皆さん方から不安の声が寄せられる結果となりましたことについては、残念なことと思っています。

県教育委員会としては、保護者の皆さん方の願いをしっかりと受け止め、市町村教育委員会と連携し、二度とこうした不安の声をいただくことのないよう、対処して参りたいと考えています。

まず、要望1につきましては、今後必要に応じて、改めて大分県教職員組合に対して申し入れを行うなど対処して参ります。また、教職員の教育活動については、学習指導要領に基づいた教育が適正に行われるよう改めて指導して参ります。

次に、要望2につきましては、その実態について調査した上で、必要な措置を講じて参ります。」

以上でございます。

(岩崎委員)

事実関係を確認したいのですが、先ほどの説明ですと、組合の運動方針に四結節点を中心として平和教育の日常化を図るということが記載されているとのことですが、4回の「平和授業」が授業中に行われており、その授業がこのような組合の方針に沿った形で実施されているという実態があるのですか。

(河野理事兼教育次長)

組合が授業するわけではないので、学校長が設定した授業の中において平和授業を実施しています。8月6日は夏期休業中ですが、その他は正規の授業中に行われています。

(岩崎委員)

他の県でも同様に実施しているのですか。他県の状況を教えてください。

(河野理事兼教育次長)

全国状況を詳しく調査していませんが、全県で実施しているのは、限られた県のみだと思います。

(岩崎委員)

四結節点を中心として、平和授業の日常化の運動をしている組合の方針に基づいて授業が実施されているということであれば、これが適切とは言えないと思います。したがって、行われている授業の中身に踏み込んで調査をすることが必要になるのではないのでしょうか。どのような授業が実施されているのか、組合の方針との関係について調査し、報告をお願いします。

(野中教育長)

教職員組合の方針に位置づけられ、学校現場で学習指導要領との関係において、どのようになっているか、四結節点それぞれの日に趣旨はあるが、適切に扱われているか調査し、ご報告いたします。

(松田委員長)

子どもたちや保護者が不安にならないような授業を進めるよう、必要に応じた対処をお願いします。

⑤平成26年度歴史博物館特別展「九州の戦国」について

(松田委員長)

次に、報告第5号「平成26年度歴史博物館特別展『九州の戦国』について」報告をしてください。

(小林歴史博物館長)

歴史博物館の平成26年度特別展「九州の戦国」について、ご説明いたします。

期間は、今年17日（金）から11月24日（月）までの1ヶ月と1週間です。現在、NHKの大河ドラマでは、黒田官兵衛が主人公となっていますが、当館では、豊後・豊前・筑前・筑後・肥前・肥後の6ヵ国の守護職となり、九州最大の大名となった大友宗麟を中心に据えて「九州の戦国」と題した特別展を開催します。「大友家と他大名との衝突」、「大友家の繁栄」、そして、「大友時代の終焉」を、合戦図や古文書、刀や鎧甲などの戦の道具、その時々登場した人々の人物画像、大友府内町跡からの出土品などを通して見ていきます。

注目すべき展示品としては、いずれも島津家文書で国宝の「豊臣秀吉朱印状」と「羽柴秀吉直書」、重要美術品の「大友宗麟画像」、国指定重

要文化財「白檀塗浅葱糸威腹巻（びやくだんぬりあさぎいとおどしはらまき）」と名付けられた柞原八幡宮所蔵の甲冑などがあります。ほかには、見応えのある「耳川合戦図屏風」、西の関ヶ原と呼ばれる「石垣原合戦絵図」など、100点を超える展示品を用意しました。

NHKの大河ドラマ「軍師官兵衛」の時代背景や九州の戦国時代を理解する上で、とても役に立つ展示会となっていると考えております。期間中には「記念講座」や「見どころ解説」も開催します。中でも10月25日（土）には、豊後大友宗麟鉄砲隊による火縄銃演武も予定しております。詳しくは資料をご覧ください。この機会にぜひ、宇佐風土記の丘にお越しいただき、特別展をご覧くださいますようお願いいたします。以上です。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

タイムリーな展示ですので、人がたくさん来るとよいですね。

【協 議】

①大分県グローバル人材育成推進プラン（案）について

(松田委員長)

それでは、協議の①「大分県グローバル人材育成推進プラン（案）について」協議を行います。

(佐野教育改革・企画課長)

〈説明概要〉

- ・「大分県グローバル人材育成推進会議」の設置について
- ・大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方
- ・グローバル人材育成のための体制の整備

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(林職務代理者)

この案を今読んで説明を受け、非常によくできていると感じました。大分県は多様性を受け入れてきた地域だと思います。これはとても大事で、例えば、私は国東ですが、国東の例でいうと、ペトロカスイ岐部という人物がいて、あの時代に歩いてエルサレムからローマに行きました。そういう人もいるし、三浦梅園のように、外国と全く接しないけれども、独自の世界をつくった、これも大事なことだと思います。いろんな多様性のある人がいる大分県だからこそできるグローバル人材、単に外国に行って発信すればよいということではなくて、一から全て独自に考えていくということが大事です。そんな人にあふれた場所ではないかと思えます。そういう意味で、この案を今日帰って読みたいと思いますが、とてもよく議論されてるし、将来の子どもたちのことをよく考えてできていると思います。

(麻生委員)

私も同感ですが、いかにこれを現場に落とし込むかということがこれからの課題だと思います。単純に言えば、私自身も子どもには英語をしゃべれるようにしようと、親心として思っていますが、今、現実には自分の子どもを見たときに、現実にはなっていない。親として、子どもを思う気持ちというのは、将来の夢としてあると思います。それが、我々教育委員会として同調して、そして、それをいかに現場に落とし込むかということが大切です。教育改革・企画課がつくった、このプランは素晴らしいと思います。この推進協議会のメンバーも、なかなか面白いメンバーが集まって、有意義な会だと思います。問題はこの次です。このプランをどう落とし込むか、それを楽しみにしています。

(林職務代理者)

外国からの留学生も含めて、大分には外国の方が多くいます。子どもたちは、外国の人に接する機会を多く持っています。それと、ここにも記載されていますが、ALTについては、外国から来て、英語を教えています。彼らが実際どういうことをしているかということは、実は私たちはあまり知りません。会って話したことはあまりありませんが、何かチャンスがあれば、そういう授業も見たいし、彼らがどういう思いで日本で英語を教えているかということも知りたいと思います。

(松田委員長)

外国からの留学については、奨学金であったり経済的にバックアップされています。経済的にバックアップする国があれば、この資料にある、経済的な壁というのは少し緩和されると思います。日本は、その点で、すごく留学しやすい国になっていると思います。

修学旅行で英語圏に行っている高等学校が何校ありますか。

(佐野教育改革・企画課長)

現在、海外に修学旅行に行っている高校は全部で5校あります。そのうち、3校はオーストラリア、2校はシンガポール、マレーシアへ行っています。

(松田委員長)

修学旅行でも、一度外国に行くと、「外国に行きたい」という気持ちが高まると思います。先ほど、麻生委員の発言にあったように、現場でどう活かすかという点では、修学旅行についても、できるだけ外国に行くと、全然見聞が違ってきます。外国に行ったら、日本がよく見えることもあると思います。

また、林職務代理者から、ALTについての発言がありましたが、ALTの方に協力してもらって、英語弁論大会での表彰などをすると、非常に刺激的で、具体的になると思います。

非常によくまとめているので、是非進めていただきたい。

次回、議案として提出をお願いします。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

【その他】

①全国学力・学習状況調査結果の公表について

(姫野義務教育課義務教育指導班課長補佐)

1点、ご報告を申しあげたいと思います。全国学力・学習状況調査の結果の公表に関する件です。今、配付した資料をご覧ください。

お配り致しました資料は、大分県教育委員会のホームページを印刷したものです。これまで、教育委員会会議におきまして、ご議論いただきました方針のもと、本日、ホームページに結果を公表いたしまして、また、取組状況もアップいたしました。1ページをご覧ください。中段3つ目のグレーの丸が、全国学力・学習状況調査市町村の調査結果、その下が成果をあげた学校の公表となっています。

2ページをご覧ください。これは中津市の教育委員会が作成したアクションプランです。このようなプランを18市町村、ホームページで公

表しています。

次の3ページは、成果をあげた学校の公表基準等を示したものです。次の4ページが、成果をあげた学校名一覧です。今回、成果をあげた学校として、学校規模別に、学校名を公表しました。学校名をクリックすると、学校のホームページに行く場合と、例えば、左上の「小学校一大規模一大分市立豊府小学校」の「PDF」と書いた右側をクリックしますと、5ページにある「大分市立豊府小学校学力向上プラン」とある学校の取組を見ることができるという構成にしております。

以上でございます。

(松田委員長)

ありがとうございました。何か、これについて質問等がありますか。

(林職務代理者)

これは、2年続けて全国の平均正答率を上回った学校名ですね。そうすると、今年は、小学校の結果が良かったので、来年、公表される学校名がもっと増えるわけですね。

(姫野義務教育課義務教育指導班課長補佐)

そうなればいいと思っています。

(松田委員長)

その他、何かございませんか。

(岩崎委員)

提案がございます。

麻生委員の任期が明日で満了のため、本日が最後の教育委員会だと聞いています。麻生委員が委員になられたあと、平成20年に（教員採用試験に係る贈収賄）事件が起こり、委員長として大変な1年間を過ごされました。麻生委員長の時代に、教育改革の大きな方向性が決まり、現在、私たちは、「その方向性に沿って、これを継続・発展させてきた。」と考えています。私たちから、麻生委員の退任にあたり、大変ご苦労されたことに感謝の意をこめて、また、今後、私たちが平成20年の事件を忘れずに改革を継続していくという意味を再確認をするためにも、是非一言ずつ発言させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松田委員長)

明日、10月8日をもちまして、麻生委員の8年6ヶ月の任期が満了いたします。ただ今、岩崎委員から、一言ずつという提案がありましたので、岩崎委員からお願いします。

(岩崎委員)

先ほど言いましたように、平成20年の事件は、大分県教育委員会にとって、大変重大な事件でした。麻生委員は、民間会社の社長であって、教育委員になられた方ですが、事件発生の直後に委員長に就任し、大分県教育委員会を挙げての改革の方向性をぶれずにつくってくれたと思っています。あの1年間は、大分県教育委員会にとって大変な1年間でしたし、麻生委員長ご自身にとっても、人生の中で大変な1年間だったと思います。これを最後まで全力を尽くして対処されたことに対して、心から「ご苦労様」と申し上げるとともに、「ありがとうございます」と感謝申し上げたいと思います。

(林職務代理者)

麻生委員は、あの事件の後、すぐに委員長になられて、私は職務代理者でしたが、麻生委員は、ほとんど毎日こちらへいらっしゃっていたと思います。いろいろな検証や、新しい改革ということで、すぐに報告書を作りまして、非常にご苦労されたと思います。それがあからこそ、まだ全てがうまくいっているわけではなくて、今後も、その改革を継続しなければいけないと思いますし、麻生委員が築いてくれたそれを忘れずに、今後とも果敢にしっかりと改革をしていきたいと改めて思います。麻生委員に感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。

(野中教育長)

この中では、教育委員になったのは、私が最後で、一番厳しい時代を経験していませんが、平成23年にかなり大きな改革をやって、決して後退していけないという時期を築いたと思います。その中で、麻生委員は教育委員会の中で、変わってきた教育委員会をさらに発展させるという立場でいろいろなご発言をいただき、事務局もそれに鍛えられてきました。教育委員会の議論の形骸化が言われるなかで、しっかり議論が出て、それをリードしていただいたことに感謝したいと思います。麻生委員が作り上げた、あの未曾有の時期を乗り越えた今があるこの姿を、さらに発展させる立場にあるという思いで努力していきたいと思います。本当にありがとうございました。

(松田委員長)

私は平成21年度に教育委員に就任し、事件当時は一般の立場で客観的に見ていたのですが、教育委員に就任してみると、教育委員を中心に事務局も必死で改革に取り組んで、非常に前向きだと思いました。この姿は、いろいろな結果が出ると思って一緒に努力してきました。麻生委員には優しく導いていただいて、教育委員とはどのようなことをしない

といけないのか、ということ随分教えていただきました。本当は、指導していただきたいことはまだまだいっぱいあって、教育委員を退任されますが、今後もご相談させていただきたいと思います。いろいろな意味で感謝することが多すぎて、言葉で言い尽くせません。本当にありがとうございました。

(松田委員長)

それでは、麻生委員から退任のご挨拶をいただきたいと思います。

(麻生委員)

昨日から本当に眠れませんでした。

この部屋と、教育長室で、当時の教育長と2人で過ごした1ヵ月、本当につらい思いをしました。人生において、自分の仕事でもないことで、こんな思いをすることは夢にも思いませんでしたし、思い出すと本当に苦痛の毎日でした。

昨夜も、21人の方を採用取消にしたときの夢をみました。あのときの判断はどうしようもなく、その日の当時の教育長とのひとつひとつの会話を忘れません。二度とこんなことがあってはいけない、というのは当然のことです。そう言いながら、前回の教育委員会会議での組合での問題については、やはり共存共栄をしていくべきではないかと発言させていただきました。全ての堀を埋めてしまって、生きていけなくなっただけか、ということも言わせていただきました。

私も8年6ヶ月間、この業界で様々なことを経験させていただいて、教育というものの目的、ベクトルは教員もみんな一緒だと思います。ぜひ、そのことを、もう一度みなさんと共に考えていきたいし、あの当時言われていたのは、会社に例えると、一生懸命に各支店や営業所が頑張っているのに、本社は何をしているのか、ということでした。教育庁という本社がこけにされたような、そんな感じで各現場の先生は見ていたように感じました。その実例が翌年、林委員長になった時に、私が職務代理者になって、各県下の学校を回ったときに、「麻生職務代理者は来年、委員長ですね。頑張ってください。」と言われて、「この校長は、私が去年、委員長をしたことを知らないのだな。あなたたちのために頑張ってきたつもりだったけど、そのことすら現場はもう忘れつつあるのか、我関せずなのか。」と、非常にショックを受けたことを覚えています。なかなか1万数千人も職員がいると、一枚岩になるということは難しいかと思いますが、目的は皆「子どもの教育」ということで、ひとつだと思っています。ぜひとも、大分県の教育発展のために、これからも全員が一丸となって、頑張りたいと思います。いろんな意味で、良い勉強をさせていただきました。

これから、私も頑張りますし、充実した意義ある教育が発展していく

よう祈念申しあげます。まとまりのない話になりましたが、退任のあいさつに変えさせていただきます。お世話になりました。

(松田委員長)

麻生委員、ありがとうございました。麻生委員の的確なお言葉とか、本当に一生懸命取り組んでいる姿をみて素晴らしいと思いました。ご苦労さまでした。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 大分県教育実践者表彰について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県教育実践者表彰について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分等について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分等について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました「教職員の懲戒処分」について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

では、ただ今、提案のありました「教職員の懲戒処分」の承認について、お諮りいたします。提案のありました懲戒処分について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

懲戒処分については、提案どおり承認します。
続いて、「退職手当支給制限処分」について、提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました「退職手当支給制限処分」について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

では、ただ今、提案のありました「退職手当支給制限処分」の承認に

ついて、お諮りいたします。提案のありました処分について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

「懲戒処分」、「退職手当支給制限処分」、いずれも承認されましたので、第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

②山香農業高校教諭によるFacebookへの不適切な書き込みに対する処分について

(松田委員長)

次に、報告第2号「山香農業高校教諭によるFacebookへの不適切な書き込みに対する処分について」報告してください。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。
ないようですので、これで平成26年度第13回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第13回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年10月7日(火)

13:05~14:30

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育実践者表彰について

第2号議案 教職員の懲戒処分等について

(2) 報 告

①管理職・主幹教諭選考試験について

②山香農業高校教諭によるFacebookへの不適切な書き込みに対する処分について

③「大分教育の日」推進大会について

④大分県PTA連合会からの要望について

⑤平成26年度歴史博物館特別展「九州の戦国」について

(3) 協 議

①大分県グローバル人材育成推進プラン(案)について

(4) その他

4 閉 会

実施要項新旧対照（小中学校校長選考）

平成27年度大分県市町村立小・中学校校長採用資格保有者選考試験（26年度実施案）	平成26年度大分県市町村立小・中学校「校長」採用候補者選考試験（25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の校長採用資格保有者を選考するために行う。</p> <p>2 求める管理職像 <u>「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</u></p> <p>3 受験資格 (1) 現に大分県市町村立小・中学校の教職員、県立特別支援学校の教職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、市町村教育委員会事務局の職員等の職にあり、次の①又は②のいずれかの要件に該当する者で、平成27年4月1日現在で満48歳以上58歳以下の者 ①小・中学校の教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）で、過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ②過去10年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、2に掲げる「求める管理職像」をふまえ、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 市町村立小・中学校長として、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。 (4) 現に教頭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において校長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①面接I（集団討論）100点 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (iv) 平成23年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (v) 平成22年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。</p>	<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の校長採用候補者を選考するために行う。</p> <p>2 受験資格 (1) 現に大分県市町村立小・中学校の教職員、県立特別支援学校の教職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、市町村教育委員会事務局の職員等の職にあり、次の①又は②のいずれかの要件に該当する者で、平成26年4月1日現在で満48歳以上の者 ①小・中学校の教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）で、過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ②過去10年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までいずれか二つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>3 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。 (4) 現に教頭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において校長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>4 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①面接I（集団討論）100点 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 (iv) 平成22年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。</p>	<p>○選考名の改称に伴う目的の変更（資格試験） ○「求める管理職像」を新たに明記</p> <p>○受験資格の年齢要件に上限を新たに設定</p> <p>○「求める管理職像」をふまえた、市町村立小・中学校校長としての識見・理念を求めるもの</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

- 2)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×40/100/3とする。
- 3)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×20/100とする。
- 4)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を300点×40/100とする。
- 5)平成22年度から平成25年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
- 6)平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 300点

- ①面接Ⅱ（個人面接）200点
②管轄の教育事務所長等による評価 100点

(3) 採用資格保有者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により校長としての適格性を判定し、平成27年度大分県市町村立小・中学校校長採用資格保有者名簿の登載者を決定する。
- ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成30年4月1日までとする。
- ③校長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成27年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに校長に任用する場合においても、平成26年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用資格保有者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、校長として任用された者とみなす。
- ⑤平成30年4月1日を経過した場合、採用資格保有者名簿は失効する。平成30年4月1日までに校長として任用されない者（④に該当する場合を除く。）は、校長採用資格保有者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用資格保有者名簿の登載者となることができる。
- ⑥採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、校長採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(4) 教育委員会事務局等職員の取り扱い

(3)の採用資格保有者名簿登載者以外で、3の受験資格を満たす教育委員会事務局等の課長級以上の職にある者については、管轄下の学校を管理・指導する立場にあることなどから、校長として任用される資格を有する者とみなす。ただし、校長任用は、原則として、課長級任用2年以上で、かつ勤務成績良好な者から行う。

6 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成27年度大分県市町村立小・中学校校長採用資格保有者願書（別紙様式1 A4判）
②返信用封筒（82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）とする。）

(2) 提出手続

願書は、下記の区分により提出するものとする。

- ①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
2)提出期限は、平成26年11月7日（金）必着とする。
- ②県立特別支援学校の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、国立大学法人の教職員等
1)願書は、教育人事課長に提出する。
2)提出期限は、平成26年11月12日（水）必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成26年12月10日（水）～11日（木）の間に実施する。
②第1次試験の結果は、平成26年12月下旬に通知する。
③第2次試験は、平成27年1月上・中旬に実施する。
④選考試験の結果は、平成27年1月下旬頃に通知する。

- 2)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×20/100とする。
- 3)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を300点×40/100とする。

- 4)平成22年度から平成24年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
- 5)平成25年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 300点

- ①面接Ⅱ（個人面接）200点
②管轄の教育事務所長等による評価 100点

(3) 採用候補者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により校長としての適格性を判定し、平成26年度大分県市町村立小・中学校「校長」採用候補者名簿の登載者を決定する。
- ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成29年4月1日までとする。
- ③校長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成26年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに校長に任用する場合においても、平成25年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用候補者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、校長として任用された者とみなす。
- ⑤平成29年4月1日を経過した場合、採用候補者名簿は失効する。平成29年4月1日までに校長として任用されない者（④に該当する場合を除く。）は、「校長」採用候補者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用候補者名簿の登載者となることができる。
- ⑥採用候補者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、「校長」採用候補者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(4) 教育委員会事務局等職員の取り扱い

(3)の採用候補者名簿登載者以外で、2の受験資格を満たす教育委員会事務局等の課長級以上の職にある者については、管轄下の学校を管理・指導する立場にあることなどから、校長として任用される資格を有する者とみなす。ただし、校長任用は、原則として、課長級任用2年以上で、かつ勤務成績良好な者から行う。

5 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成26年度大分県市町村立小・中学校「校長」採用候補者願書（別紙様式1 A4判）
②返信用封筒（80円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）とする。）

(2) 提出手続

願書は、下記の区分により提出するものとする。

- ①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
2)提出期限は、平成25年11月8日（金）必着とする。
- ②県立特別支援学校の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、国立大学法人の教職員等
1)願書は、教育人事課長に提出する。
2)提出期限は、平成25年11月13日（水）必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成25年12月9日（月）～13日（金）の間に実施する。
②第1次試験の結果は、平成25年12月下旬に通知する。
③第2次試験は、平成26年1月上・中旬に実施する。
④選考試験の結果は、平成26年1月下旬頃に通知する。

○登載者名簿の名称変更

実施要項新旧対照（小中学校教頭選考）

平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者選考試験（26年度実施）	平成26年度大分県市町村立小・中学校「教頭」採用候補者選考試験（25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の教頭採用資格保有者を選考するために行う。</p> <p>2 求める管理職像 「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</p> <p>3 受験資格 (1) 現に大分県市町村立小・中学校の教職員、県立特別支援学校の教職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、市町村教育委員会事務局の職員等の職にあり、次の①及び②のすべての要件に該当する者で、平成27年4月1日現在で満45歳以上58歳以下の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。） ②過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職</p> <p>(2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。</p> <p>(3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。）</p> <p>(4) 平成22年度から平成25年度までのいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、2に掲げる「求める管理職像」をふまえ、次の各号に定める基準を考慮し、筆記試験・面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。</p> <p>(1) 校長を補佐する者として、豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 実践力、指導力に富み、マネジメント能力を有していること。 (3) 校長の示す学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感、企画力を有すること。 (4) 現に教諭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において教頭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①筆記試験 100点（教育関係法規、教育課題等） 全県一斉に行い、受験会場は管轄の教育事務所別に設定する。 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (iv) 平成23年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (v) 平成22年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 2) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員</p>	<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の教頭採用候補者を選考するために行う。</p> <p>2 受験資格 (1) 現に大分県市町村立小・中学校の教職員、県立特別支援学校の教職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、市町村教育委員会事務局の職員等の職にあり、次の①及び②のすべての要件に該当する者で、平成26年4月1日現在で満45歳以上の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。） ②過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職</p> <p>(2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。</p> <p>(3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。）</p> <p>(4) 平成22年度から平成24年度までのいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>3 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、筆記試験・面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。</p> <p>(1) 豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 実践力、指導力に富み、マネジメント能力を有していること。 (3) 学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感、企画力を有すること。 (4) 現に教諭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において教頭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>4 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①筆記試験 100点（教育関係法規、教育課題等） 全県一斉に行い、受験会場は管轄の教育事務所別に設定する。 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 (iv) 平成22年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 2) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員</p>	<p>○選考名の改称に伴う目的の変更（資格試験） ○「求める管理職像」を新たに明記</p> <p>○受験資格の年齢要件に上限を新たに設定</p> <p>○「求める管理職像」をふまえた、市町村立小・中学校教頭としての識見・理念を求めるもの</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×40/100/3とする。

3)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×20/100とする。

4)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を300点×40/100とする。

5)平成22年度から平成25年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を300点とする。

6)平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2)第2次試験 300点
①面接 200点
②管轄の教育事務所長等による評価 100点

(3)採用資格保有者名簿
①第1次試験及び第2次試験の結果により、教頭としての適格性を判定し、平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者名簿の登載者を決定する。
②採用資格保有者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成30年4月1日までとする。
③教頭への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成27年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに教頭に任用する場合においても、平成26年度以降の人事評価等を考慮する。
④採用資格保有者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、教頭として任用された者とみなす。
⑤平成30年4月1日を経過した場合、採用資格保有者名簿は失効する。平成30年4月1日までに教頭として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、教頭採用資格保有者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用資格保有者名簿の登載者となることができる。
⑥採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、教頭採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
⑦採用資格保有者名簿の登載者の中から、教頭に任用されない者を、別途定めるところにより、主幹教諭として任用することができる。
⑧教頭としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

6 出願手続及び選考試験のスケジュール等
(1)主幹教諭選考との併願
平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者選考試験出願者は、平成27年度大分県市町村立小・中学校主幹教諭選考試験を併願することができる。

(2)提出書類
①平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者願書(別紙様式1 A4判)
※平成27年度大分県市町村立小・中学校主幹教諭選考試験を併願する者は、その旨、①の願書の記入欄に明記すること。(この場合、主幹教諭選考願書の提出は不要である。)
②返信用封筒(82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(3)提出手続
願書は、下記の区分により提出するものとする。
①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
2)提出期限は、平成26年10月31日(金)必着とする。
②県立特別支援学校の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、国立大学法人の教職員等
1)願書は、教育人事課長に提出する。
2)提出期限は、平成26年11月6日(木)必着とする。

(4)選考試験の日程等
①第1次試験は、平成26年12月1日(月)に実施する。
②第1次試験の結果は、平成26年12月下旬に通知する。
③第2次試験の面接は、平成27年1月上・中旬に実施する。
④選考試験の結果は、平成27年1月下旬頃に通知する。

会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ300点×20/100とする。

3)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を300点×40/100とする。

4)平成22年度から平成24年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を300点とする。

5)平成25年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2)第2次試験 300点
①面接 200点
②管轄の教育事務所長等による評価 100点

(3)採用候補者名簿
①第1次試験及び第2次試験の結果により、教頭としての適格性を判定し、平成26年度大分県市町村立小・中学校「教頭」採用候補者名簿の登載者を決定する。
②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成29年4月1日までとする。
③教頭への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成26年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに教頭に任用する場合においても、平成25年度以降の人事評価等を考慮する。
④採用候補者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、教頭として任用された者とみなす。
⑤平成29年4月1日を経過した場合、採用候補者名簿は失効する。平成29年4月1日までに教頭として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、「教頭」採用候補者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用候補者名簿の登載者となることができる。
⑥採用候補者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、「教頭」採用候補者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
⑦採用候補者名簿の登載者の中から、教頭に任用されない者を、別途定めるところにより、主幹教諭として任用することができる。
⑧教頭としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

5 出願手続及び選考試験のスケジュール等
(1)提出書類
①平成26年度大分県市町村立小・中学校「教頭」採用候補者願書(別紙様式1 A4判)
②返信用封筒(80円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(2)提出手続
願書は、下記の区分により提出するものとする。
①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
2)提出期限は、平成25年11月1日(金)必着とする。
②県立特別支援学校の教職員、県教育庁・県立の教育機関の職員、国立大学法人の教職員等
1)願書は、教育人事課長に提出する。
2)提出期限は、平成25年11月8日(金)必着とする。

(3)選考試験の日程等
①第1次試験は、平成25年12月2日(月)に実施する。
②第1次試験の結果は、平成25年12月下旬に通知する。
③第2次試験の面接は、平成26年1月上・中旬に実施する。
④選考試験の結果は、平成26年1月下旬頃に通知する。

○登載者名簿の名称変更

○主幹教諭選考との併願可

実施要項新旧対照（学校支援センター所長選考）

平成27年度大分県市町村立小・中学校学校支援センター所長採用資格保有者選考試験（26年度実施案）	平成26年度大分県市町村立小・中学校学校支援センター「所長」採用候補者選考試験（25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校学校支援センター所長採用資格保有者を選考するために行う。</p> <p>2 求める管理職像 「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</p> <p>3 受験資格 (1) 現に大分県公立学校職員若しくは教育委員会事務局等職員で行政職課長補佐級以上の職にあり、平成27年4月1日現在、満48歳以上58歳以下の者で、過去、小学校又は中学校において学校事務職員の経験を有している者 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成25年度までのいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、2に掲げる「求める管理職像」をふまえ、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 学校支援センター所長として、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 学校事務を中心とする学校経営に手腕を有し、実績を上げていること。 (4) 県内のどこにでも赴任できる者 (5) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において所長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 選考は以下の方法により実施する。 (1) 選考試験の内容 400点 ① 面接 200点 ② 人事評価等の結果 200点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、200点×60/100の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、200点×10/100の配点とする。 (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、200点×10/100の配点とする。 (iv) 平成23年度実施の人事評価等は、200点×10/100の配点とする。 (v) 平成22年度実施の人事評価等は、200点×10/100の配点とする。</p>	<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校支援センターの所長採用候補者を選考するために行う。</p> <p>2 受験資格 (1) 現に大分県公立学校職員若しくは教育委員会事務局等職員で行政職課長補佐級以上の職にあり、平成26年4月1日現在、満48歳以上の者で、過去、小学校又は中学校において学校事務職員の経験を有している者 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までいずれか二つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>3 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 学校事務を中心とする学校経営に手腕を有し、実績を上げていること。 (4) 県内のどこにでも赴任できる者 (5) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において所長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>4 選考方法 選考は以下の方法により実施する。 (1) 選考試験の内容 400点 ① 面接 200点 ② 人事評価等の結果 200点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、200点×60/100の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、200点×40/100/3の配点とする。 (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、200点×40/100/3の配点とする。 (iv) 平成22年度実施の人事評価等は、200点×40/100/3の配点とする。</p>	<p>○選考名の改称に伴う目的の変更（資格試験）○「求める管理職像」を新たに明記</p> <p>○受験資格の年齢要件に上限を新たに設定</p> <p>○「求める管理職像」をふまえた、学校支援センター所長としての識見・理念を求めるもの</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

- 2)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ200点×40/100/3とする。
- 3)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ200点×20/100とする。
- 4)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を200点×40/100とする。
- 5)平成22年度から平成25年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を200点とする。
- 6)平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

(2) 採用資格保有者名簿

- ①選考試験の結果により、所長としての適格性を判定し、平成27年度大分県市町村立小・中学校学校支援センター所長資格保有者名簿の登載者を決定する。
- ②採用資格保有者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成30年4月1日までとする。
- ③所長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成27年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに所長に任用する場合においても、平成26年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用資格保有者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、所長として任用された者とみなす。
- ⑤平成30年4月1日を経過した場合、採用資格保有者名簿は失効する。平成30年4月1日までに所長として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、学校支援センター所長採用資格保有者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用資格保有者名簿の登載者となることことができる。
- ⑥採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、学校支援センター所長採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦学校支援センター所長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(3) 教育委員会事務局職員の取り扱い

(2)の採用資格保有者名簿登載者以外で、教育委員会事務局等の職員である者については、次の基準のいずれにも該当する場合、学校を指導する立場にある者として、市町村立小・中学校学校支援センター所長に任用される資格を有する者とみなす。

- ①満48歳以上58歳以下(平成27年4月1日現在)の者で課長補佐級任用2年以上の者又は課長級以上の職にある者
- ②教育委員会事務局で教育関係事務に2年以上従事している者

6 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成27年度大分県市町村立小・中学校学校支援センター所長採用資格保有者願書 (別紙様式1 A4判)
- ②返信用封筒(82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(2) 提出手続き

願書は、下記の区分により提出するものとする。

ア) 市町村立小・中学校職員

- 1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
- 2)提出期限は、平成26年11月7日(金)必着とする。

イ) その他の職員

- 1)願書は、教育人事課長に提出する。
- 2)提出期限は、平成26年11月12日(水)必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①選考試験は、平成26年12月15日(月)～16日(火)の間に実施する。
- ②選考試験の結果は、平成26年12月下旬に通知する。

- 2)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ200点×20/100とする。
- 3)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を200点×40/100とする。

- 4)平成22年度から平成24年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を200点とする。

- 5)平成25年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

(2) 採用候補者名簿

- ①選考試験の結果により、所長としての適格性を判定し、平成26年度大分県市町村立小・中学校支援センター「所長」採用候補者名簿の登載者を決定する。
- ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成29年4月1日までとする。
- ③所長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成26年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに所長に任用する場合においても、平成25年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用候補者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、所長として任用された者とみなす。
- ⑤平成29年4月1日を経過した場合、採用候補者名簿は失効する。平成29年4月1日までに所長として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、「所長」採用候補者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用候補者名簿の登載者となることことができる。
- ⑥採用候補者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、「所長」採用候補者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦学校支援センター所長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(3) 教育委員会事務局職員の取り扱い

(2)の採用候補者名簿登載者以外で、教育委員会事務局等の職員である者については、次の基準のいずれにも該当する場合、学校を指導する立場にある者として、市町村立小・中学校支援センターの所長に任用される資格を有する者とみなす。

- ①満48歳以上(平成26年4月1日現在)の者で課長補佐級任用2年以上の者又は課長級以上の職にある者
- ②教育委員会事務局で教育関係事務に2年以上従事している者

5 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成26年度大分県市町村立小・中学校支援センター「所長」採用候補者願書 (別紙様式1 A4判)
- ②返信用封筒(80円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(2) 提出手続き

願書は、下記の区分により提出するものとする。

ア) 市町村立小・中学校職員

- 1)願書は、管轄の教育事務所長に提出する。
- 2)提出期限は、平成25年11月8日(金)必着とする。

イ) その他の職員

- 1)願書は、教育人事課長に提出する。
- 2)提出期限は、平成25年11月13日(水)必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①選考試験は、平成25年12月9日(月)～16日(月)の間に実施する。
- ②選考試験の結果は、平成25年12月下旬に通知する。

○登載者名簿
の名称変更

実施要項新旧対照（県立学校校長選考）

平成27年度大分県立学校校長採用資格保有者選考試験（26年度実施）	平成26年度大分県立学校「校長」採用候補者選考試験（25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県立学校の校長採用資格保有者を選考するために行う。</p> <p>2 求める管理職像 「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</p> <p>3 受験資格 (1) 現に県立学校等職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・各教育機関等（以下「教育委員会事務局等」という。）の職にあり、次の①又は②のいずれかの要件に該当する者で、平成27年4月1日現在で満50歳以上58歳以下の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）で、過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※高等学校教諭免許状について、一級免許状は専修免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は一種免許状と同等と見なす。 ※小・中学校教諭免許状について、一級免許状は一種免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は二種免許状と同等と見なす。 ②過去10年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する「職」 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第2号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、2に掲げる「求める管理職像」をふまえ、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 県立学校長として、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。 (4) 現に教頭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において校長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①面接I（集団討論）100点 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。 (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。</p>	<p>1 目的 大分県立学校の校長採用候補者を選考するために行う。</p> <p>2 受験資格 (1) 現に県立学校等職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・各教育機関等（以下「教育委員会事務局等」という。）の職にあり、次の①又は②のいずれかの要件に該当する者で、平成26年4月1日現在で満50歳以上の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）で、過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※高等学校教諭免許状について、一級免許状は専修免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は一種免許状と同等と見なす。 ※小・中学校教諭免許状について、一級免許状は一種免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は二種免許状と同等と見なす。 ②過去10年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する「職」 (2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 (3) 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第2号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） (4) 平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>3 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。 (1) 優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 指導力に富み、マネジメント能力に秀でていること。 (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。 (4) 現に教頭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において校長の適格性があると認められた者であること。</p> <p>4 選考方法 選考は、以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①面接I（集団討論）100点 ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。 (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。</p>	<p>○選考名の改称に伴う目的の変更（資格試験） ○「求める管理職像」を新たに明記</p> <p>○受験資格の年齢要件に上限を新たに設定</p> <p>○「求める管理職像」をふまえた、市町村立小・中学校校長としての識見・理念を求めるもの</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

(iv) 平成23年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 10 / 100$ の配点とする。

(v) 平成22年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 10 / 100$ の配点とする。

- 2) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 40 / 100 / 3$ とする。
- 3) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 20 / 100$ とする。
- 4) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を $300点 \times 40 / 100$ とする。
- 5) 平成22年度から平成25年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
- 6) 平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 200点

- ①面接Ⅱ（個人面接）200点

(3) 採用資格保有者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により校長としての適格性を判定し、平成27年度大分県立学校校長採用資格保有者名簿の登載者を決定する。
- ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成30年4月1日までとする。
- ③校長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成27年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに校長に任用する場合においても、平成26年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用資格保有者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、校長として任用された者とみなす。
- ⑤平成30年4月1日を経過した場合、採用資格保有者名簿は失効する。平成30年4月1日までに校長として任用されない者（④に該当する場合を除く。）は、校長採用資格保有者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用資格保有者名簿の登載者となることができる。
- ⑥採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、校長採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(4) 教育委員会事務局等職員の取り扱い

(3)の採用資格保有者名簿登載者以外で、3の受験資格を満たす教育委員会事務局等の課長級以上の職にある者については、管轄下の学校を管理・指導する立場にあることなどから、校長として任用される資格を有する者とみなす。ただし、その者が校長採用資格保有者名簿登載者以外である場合の校長任用は、原則として、課長級任用2年以上で、かつ勤務成績良好な者から行う。

6 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成27年度大分県立学校校長採用資格保有者願書（別紙様式1 A4判）
- ②返信用封筒（82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）とする。）

(2) 提出手続

- ①志願者は平成27年度大分県立学校校長採用資格保有者願書（様式1）を所属長に提出する。
- ②所属長は願書（様式1）をとりまとめ、教育人事課長に提出する。
- ③教育人事課長への提出期限は、平成26年11月12日（水）必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成26年12月10日（水）～11日（木）の間に実施する。
- ②第1次試験の結果は、平成26年12月下旬に通知する。
- ③第2次試験は、平成27年1月上・中旬に実施する。
- ④選考試験の結果は、平成27年1月下旬頃に通知する。

(IV) 平成22年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 40 / 100 / 3$ の配点とする。

- 2) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 20 / 100$ とする。
- 3) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を $300点 \times 40 / 100$ とする。

- 4) 平成22年度から平成24年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
- 5) 平成25年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 200点

- ①面接Ⅱ（個人面接）200点

(3) 採用候補者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により校長としての適格性を判定し、平成26年度県立学校「校長」採用候補者名簿の登載者を決定する。
- ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成29年4月1日までとする。
- ③校長への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成26年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに校長に任用する場合においても、平成25年度以降の人事評価等を考慮する。
- ④採用候補者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、校長として任用された者とみなす。
- ⑤平成29年4月1日を経過した場合、採用候補者名簿は失効する。平成29年4月1日までに校長として任用されない者（④に該当する場合を除く。）は、「校長」採用候補者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用候補者名簿の登載者となることができる。
- ⑥採用候補者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、「校長」採用候補者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
- ⑦校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

(4) 教育委員会事務局等職員の取り扱い

(3)の採用候補者名簿登載者以外で、2の受験資格を満たす教育委員会事務局等の課長級以上の職にある者については、管轄下の学校を管理・指導する立場にあることなどから、校長として任用される資格を有する者とみなす。ただし、校長任用は、原則として、課長級任用2年以上で、かつ勤務成績良好な者から行う。

5 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成26年度大分県立学校「校長」採用候補者願書（別紙様式1 A4判）
- ②返信用封筒（80円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）とする。）

(2) 提出手続

- ①志願者は平成26年度大分県立学校「校長」採用候補者願書（様式1）を所属長に提出する。
- ②所属長は願書（様式1）をとりまとめ、教育人事課長に提出する。
- ③教育人事課長への提出期限は、平成25年11月13日（水）必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成25年12月9日（月）～13日（金）の間に実施する。
- ②第1次試験の結果は、平成25年12月下旬に通知する。
- ③第2次試験は、平成26年1月上・中旬に実施する。
- ④選考試験の結果は、平成26年1月下旬頃に通知する。

○登載者名簿
の名称変更

実施要項新旧対照（県立学校教頭選考）

平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者選考試験（26年度実施）	平成26年度大分県立学校「教頭」採用候補者選考試験（25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県立学校の教頭採用資格保有者を選考するために行う。</p> <p>2 求める管理職像 <u>「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</u></p> <p>3 受験資格 (1) 現に県立学校等職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・各教育機関等（以下「教育委員会事務局等」という。）の職にあり、次の①又は②のいずれかの要件に該当する者で、平成27年4月1日現在で満45歳以上58歳以下の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）。ただし、児童・生徒の教育をつかさどる場合には各相当学校の相当教科の教諭免許状が必要。 ※高等学校教諭免許状について、一級免許状は専修免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は一種免許状と同等と見なす。 ※小・中学校教諭免許状について、一級免許状は一種免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は二種免許状と同等と見なす。 ②過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する「職」</p> <p>(2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。</p> <p>(3) 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第2号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。）</p> <p>(4) 平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、<u>2に掲げる「求める管理職像」をふまえ</u>、次の各号に定める基準を考慮し、筆記試験・面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。</p> <p>(1) <u>校長を補佐する者として</u>、豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 実践力、指導力に富み、マネジメント能力を有していること。 (3) <u>校長の示す学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感、企画力を有すること。</u> (4) 現に教諭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において教頭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 選考は以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①筆記試験 100点（教育関係法規、教育課題等） ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×10/100の配点とする。</p>	<p>1 目的 大分県立学校の教頭採用候補者を選考するために行う。</p> <p>2 受験資格 (1) 現に県立学校等職員、国立大学法人の教職員、県教育庁・各教育機関等（以下「教育委員会事務局等」という。）の職にあり、次の①及び②のすべての要件に該当し、平成26年4月1日現在で、満45歳以上の者 ①教諭の専修免許状所有者又は一種免許状所有者（年度内に取得見込みの者を含む。）。ただし、児童・生徒の教育をつかさどる場合には各相当学校の相当教科の教諭免許状が必要。 ※高等学校教諭免許状について、一級免許状は専修免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は一種免許状と同等と見なす。 ※小・中学校教諭免許状について、一級免許状は一種免許状と同等と見なし、同じく二級免許状は二種免許状と同等と見なす。 ②過去5年以上「教育に関する職（※1）」にある者 ※1：「教育に関する職」とは、学校教育法施行規則第20条第1号に規定する「職」</p> <p>(2) 戒告の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。）を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分（監督者責任に係るものは除く。以下同じ。）を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。</p> <p>(3) 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第2号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、下記のいずれかに該当する場合は出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までいずれか二つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。）</p> <p>(4) 平成22年度から平成24年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>3 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、筆記試験・面接試験の結果、人事評価制度に基づく評価結果等の客観的な資料により行う。</p> <p>(1) 豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること。 (2) 実践力、指導力に富み、マネジメント能力を有していること。 (3) 学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感、企画力を有すること。 (4) 現に教諭又は教育委員会事務局勤務者等として、優れた勤務実績を上げていること。 (5) 県内のどこにでも赴任できる者 (6) 減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において教頭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>4 選考方法 選考は以下の方法により実施する。 (1) 第1次試験 400点 ①筆記試験 100点（教育関係法規、教育課題等） ②人事評価等の結果 300点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、300点×60/100の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、300点×40/100/3の配点とする。</p>	<p>○選考名の改称に伴う目的の変更（資格試験）○「求める管理職像」を新たに明記</p> <p>○受験資格の年齢要件に上限を新たに設定</p> <p>○「求める管理職像」をふまえた、県立学校教頭としての識見・理念を求めるもの</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

- (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 10 / 100$ の配点とする。
 (iv) 平成23年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 10 / 100$ の配点とする。
 (v) 平成22年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 10 / 100$ の配点とする。
- 2) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 40 / 100 / 3$ とする。
 3) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 20 / 100$ とする。
 4) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を $300点 \times 40 / 100$ とする。
 5) 平成22年度から平成25年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
 6) 平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 200点

- ①面接 200点

(3) 採用資格保有者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により教頭としての適格性を判定し、平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者名簿の登載者を決定する。
 ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成30年4月1日までとする。
 ③教頭への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成27年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに校長に任用する場合においても、平成26年度以降の人事評価等を考慮する。
 ④採用資格保有者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、教頭として任用された者とみなす。
 ⑤平成30年4月1日を経過した場合、採用資格保有者名簿は失効する。平成30年4月1日までに教頭として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、教頭採用資格保有者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用資格保有者名簿の登載者となることができる。
 ⑥採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、教頭採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
 ⑦採用資格保有者名簿の登載者の中から、教頭に任用されない者を、別途定めるところにより、主幹教諭として任用することができる。
 ⑧教頭としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

6 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 主幹教諭選考との併願

平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者選考試験出願者は、平成27年度大分県立学校主幹教諭選考試験を併願することができる。

(2) 提出書類

- ①平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者願書(別紙様式1 A4判)
 ※平成27年度大分県立学校主幹教諭選考試験を併願する者は、その旨、①の願書の記入欄に明記すること。(この場合、主幹教諭選考願書の提出は不要である。)
 ②返信用封筒(82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(3) 提出手続

- ①志願者は平成27年度大分県立学校教頭資格保有者願書(様式1)を所属長に提出する。
 ②所属長は願書(様式1)をとりまとめ、教育人事課長に提出する。
 ③教育人事課長への提出期限は、平成26年11月6日(木)必着とする。

(4) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成26年12月1日(月)に実施する。
 ②第1次試験の結果は、平成26年12月下旬に通知する。
 ③第2次試験は、平成27年1月上・中旬に実施する。
 ④選考試験の結果は、平成27年1月下旬頃に通知する。

- (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 40 / 100 / 3$ の配点とする。
 (IV) 平成22年度実施の人事評価等は、 $300点 \times 40 / 100 / 3$ の配点とする。

- 2) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ $300点 \times 20 / 100$ とする。
 3) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を $300点 \times 40 / 100$ とする。

- 4) 平成22年度から平成24年度実施までのすべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を300点とする。
 5) 平成25年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。

③第1次試験の合格者数は、当該年度の採用予定数の概ね2倍とする。

(2) 第2次試験 200点

- ①面接 200点

(3) 採用候補者名簿

- ①第1次試験及び第2次試験の結果により、教頭としての適格性を判定し、平成26年度大分県立学校「教頭」採用候補者名簿の登載者を決定する。
 ②採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から平成29年4月1日までとする。
 ③教頭への任用は、別途定めるところにより行う。また、平成26年4月2日以降、①の名簿登載者を、新たに教頭に任用する場合においても、平成25年度以降の人事評価等を考慮する。
 ④採用候補者名簿の登載者の中から、教育委員会事務局等の職員として任用することができる。この場合、教育委員会事務局等職員に任用された者は、教頭として任用された者とみなす。
 ⑤平成29年4月1日を経過した場合、採用候補者名簿は失効する。平成29年4月1日までに教頭として任用されない者(④に該当する場合を除く。)は、「教頭」採用候補者選考試験を再度受験し合格することにより、新たな採用候補者名簿の登載者となることができる。
 ⑥採用候補者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、「教頭」採用候補者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
 ⑦採用候補者名簿の登載者の中から、教頭に任用されない者を、別途定めるところにより、主幹教諭として任用することができる。
 ⑧教頭としてふさわしくない非違行為があった場合は、名簿登載を取り消すことがある。

5 出願手続及び選考試験のスケジュール等

(1) 提出書類

- ①平成26年度大分県立学校「教頭」採用候補者願書(別紙様式1 A4判)
 ②返信用封筒(80円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。)

(2) 提出手続

- ①志願者は平成26年度大分県立学校「教頭」採用候補者願書(様式1)を所属長に提出する。
 ②所属長は願書(様式1)をとりまとめ、教育人事課長に提出する。
 ③教育人事課長への提出期限は、平成25年11月8日(金)必着とする。

(3) 選考試験の日程等

- ①第1次試験は、平成25年12月2日(月)に実施する。
 ②第1次試験の結果は、平成25年12月下旬に通知する。
 ③第2次試験は、平成26年1月上・中旬に実施する。
 ④選考試験の結果は、平成26年1月下旬頃に通知する。

○登載者名簿の名称変更

○主幹教諭選考との併願可

平成27年度大分県市町村立小・中学校「主幹教諭」選考要項 新旧対照

平成27年度（平成26年度実施案）	平成26年度（平成25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の主幹教諭を選考するために行う。</p> <p>2 募集 公募及び市町村教育委員会からの推薦の方法により行う。</p> <p>（募集段階での採用予定者数を明記せず） ※管理職選考最終合格者数により、主幹教諭の空きポストを考慮して策定するため</p> <p>3 受験資格 次の（1）から（5）までの要件をすべて満たす者に限る。 （1）年齢43歳以上の者（平成27年4月1日現在） （2）次の①～④のいずれかの要件を満たす者 ① 大分県公立小・中学校の教諭 ② 県立特別支援学校の教諭 ③ 県内の国立大学法人附属学校の教諭又は主幹教諭 ④ 県教育委員会の職員又は市町村教育委員会事務局等の職員 ただし、②～④については、大分県公立小・中学校の教諭として採用された者に限る。 （3）戒告の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 （4）大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は、出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記のいずれかの場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合 （大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） （5）平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、人事評価等の結果及び面接試験の結果の客観的な資料により行う。 （1）主幹教諭として優れた識見を有し、指導力を発揮できる者 （2）教諭等として優れた勤務実績を有するとともに、教育改革に対する豊かな理念とマネジメント感覚を有する者 （3）県内のどこにでも赴任できる者 （4）減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において主幹教諭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 （1）第1次選考 80点 ①人事評価等の結果 80点 1) (i) 平成26年度実施の人事評価等は、$80点 \times 60 / 100$の配点とする。 (ii) 平成25年度実施の人事評価等は、$80点 \times 10 / 100$の配点とする。 (iii) 平成24年度実施の人事評価等は、$80点 \times 10 / 100$の配点とする。 (iv) 平成23年度実施の人事評価等は、$80点 \times 10 / 100$の配点とする。 (v) 平成22年度実施の人事評価等は、$80点 \times 10 / 100$の配点とする。 2) 平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大</p>	<p>1 目的 大分県市町村立小・中学校の主幹教諭を選考するために行う。</p> <p>2 募集 公募及び市町村教育委員会からの推薦の方法により行う。</p> <p>3 選考予定者数 任用予定者数 10人程度</p> <p>4 受験資格 次の（1）から（5）までの要件をすべて満たす者に限る。 （1）年齢43歳以上の者（平成26年4月1日現在） （2）次の①～④のいずれかの要件を満たす者 ① 大分県公立小・中学校の教諭 ② 県立特別支援学校の教諭 ③ 県内の国立大学法人附属学校の教諭又は主幹教諭 ④ 県教育委員会の職員又は市町村教育委員会事務局等の職員 ただし、②～④については、大分県公立小・中学校の教諭として採用された者に限る。 （3）戒告の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 （4）大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第3号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は、出願することができない。 ①平成25年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成24年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記のいずれかの場合 1) 指導改善研修 2) 起訴休職 3) その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合 （大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） （5）平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>5 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、人事評価等の結果及び面接試験の結果の客観的な資料により行う。 （1）主幹教諭として優れた識見を有し、指導力を発揮できる者 （2）教諭等として優れた勤務実績を有するとともに、教育改革に対する豊かな理念とマネジメント感覚を有する者 （3）県内のどこにでも赴任できる者 （4）減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において主幹教諭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>6 選考方法 （1）第1次選考 80点 ①人事評価等の結果 80点 1) (i) 平成25年度実施の人事評価等は、$80点 \times 60 / 100$の配点とする。 (ii) 平成24年度実施の人事評価等は、$80点 \times 40 / 100 / 3$の配点とする。 (iii) 平成23年度実施の人事評価等は、$80点 \times 40 / 100 / 3$の配点とする。 (iv) 平成22年度実施の人事評価等は、$80点 \times 40 / 100 / 3$の配点とする。 2) 平成22年度から平成24年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大</p>	<p>○募集段階で採用予定者数を明記しない。</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

- 分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ80点×40/100/3とする。
- 3)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ80点×20/100とする。
- 4)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を80点×40/100とする。
- 5)平成22年度から平成25年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を80点とする。
- 6)平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。
- ②第1次選考の合格者数は、任用予定者数の概ね1.5倍以内とする。
- (2)第2次選考 80点
- ①面接試験(個人面接)80点
主幹教諭としての適格性を判定するための面接を行う。
- ②第1次選考合格者を対象に、面接により第2次選考を行う。
- 6 主幹教諭任用候補者の決定
第1次選考及び第2次選考の結果により主幹教諭としての適格性を判定し、平成27年度大分県市町村立小・中学校「主幹教諭」の任用候補者を決定する。
なお、平成27年4月1日までの間に主幹教諭としてふさわしくない非違行為があった場合は、任用を行わない。
- 7 出願等手続及び選考のスケジュール等
- (1)教頭採用資格保有者選考試験との併願
平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者選考試験の出願資格を満たす者は、平成27年度大分県市町村立小・中学校「主幹教諭」選考試験を併願することができる。
- (2)出願手続き
願書は、下記の区分により提出するものとする。
ただし、平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者選考試験を併願する者は同選考試験の願書に「主幹教諭」選考試験を併願する旨を記載・提出することにより、出願に代えることができる。
- ①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
ア)公募による出願者及び推薦による出願者は、主幹教諭選考願書(様式1)を平成26年10月31日(金)までに管轄の教育事務所に提出する。
イ)主幹教諭選考対象者を推薦する市町村教育委員会は、主幹教諭選考推薦書(様式2)を平成26年10月31日(金)までに教育事務所長あて提出する。
ウ)教育事務所長は、必要書類を取りまとめの上、平成26年11月6日(木)までに教育人事課長に提出する。
- ②県立学校の教職員、県教育委員会の職員、国立大学法人の教職員
公募による出願者は、主幹教諭選考願書(様式1)を平成26年11月6日(木)までに教育人事課長に提出する。
- (3)選考のスケジュール
- ①第1次選考の結果は、平成27年2月上旬に通知する。
②第2次選考は、平成27年2月中旬(予定)に実施する。
- 8 その他
平成27年度大分県市町村立小・中学校教頭採用資格保有者名簿の登載者の中から名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができる。

- 分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ80点×20/100点とする。
- 3)平成22年度から平成24年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を80点×40/100点とする。
- 4)平成22年度から平成24年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成25年度実施の人事評価等の配点を80点とする。
- ②第1次選考の合格者数は、選考予定者数の概ね1.5倍以内とする。
- (2)第2次選考 80点
- ①面接試験(個人面接)80点
主幹教諭としての適格性を判定するための面接を行う。
- ②第1次選考合格者を対象に、面接により第2次選考を行う。
- (3)任用候補者の選考
第1次選考及び第2次選考の結果により主幹教諭としての適格性を判定し、平成26年度大分県市町村立小・中学校「主幹教諭」の任用候補者を決定する。
- 7 主幹教諭任用候補者の決定
上記6により、合格者を決定する。採用選考合格者数は、任用予定者数と同数とするが、合格者選考基準に達しないときは任用予定者数を下回る場合がある。
なお、平成26年4月1日までの間に主幹教諭としてふさわしくない非違行為があった場合は、任用を行わない。
- 8 出願等手続及び選考のスケジュール等
- (1)出願手続き
願書は、下記の区分により提出するものとする。
- ①市町村立小・中学校教職員、市町村教育委員会事務局職員
ア)公募による出願者及び推薦による出願者は、主幹教諭選考願書(様式1)を平成26年2月19日(水)までに管轄の教育事務所長に提出する。
イ)主幹教諭選考対象者を推薦する市町村教育委員会は、主幹教諭選考推薦書(様式2)を平成26年2月19日(水)までに教育事務所長あて提出する。
ウ)教育事務所長は、必要書類を取りまとめの上、平成26年2月21日(金)までに教育人事課長に提出する。
- ②県立学校の教職員、県教育委員会の職員、国立大学法人の教職員
公募による出願者は、主幹教諭選考願書(様式1)を平成26年2月21日(金)までに教育人事課長に提出する。
- (2)選考のスケジュール
- ①第1次選考の結果は、平成26年2月下旬に通知する。
②第2次選考は、平成26年3月1日(土)(予定)に実施する。
- 9 その他
平成26年度大分県市町村立小・中学校「教頭」採用候補者名簿の登載者の中から名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができる。

○人事評価等の選考における扱いを管理職選考にそろえる。

○管理職選考との併願について明記

○管理職選考(教頭)を併願する場合は、教頭願書が主幹教諭願書を兼ねる。

平成27年度大分県立学校「主幹教諭」選考要項 新旧対照

平成27年度（平成26年度実施案）	平成26年度（平成25年度実施）	備考
<p>1 目的 大分県学校の主幹教諭を選考するために行う。</p> <p>2 募集 公募及び学校長からの推薦の方法により行う。</p> <p>（選考予定者数） （募集段階での採用予定者数を明記せず） ※管理職選考最終合格者数により、主幹教諭の空きポストを考慮して策定するため</p> <p>3 受験資格 次の（1）から（5）までの要件をすべて満たす者に限る。 （1）年齢43歳以上の者（平成27年4月1日現在） （2）次の①～③のいずれかの要件を満たす者 ① 大分県立学校の教諭 ② 県内の国立大学法人附属学校の教諭又は主幹教諭 ③ 県教育委員会の職員等 （3）戒告の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から1年、減給以上の懲戒処分を受けた者は当該処分の日から2年をそれぞれ経過するまでは、出願することができない。 （4）大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第2号）第2条の3による人事評価又はこれに準じた評価（以下「人事評価等」という。）について、平成22年度から平成26年度実施のいずれかの人事評価等が無い場合で、かつ下記のいずれかに該当する場合は、出願することができない。 ①平成26年度実施の人事評価等が無い場合 ②平成22年度から平成25年度実施までのいずれかの人事評価等が無い理由が下記の場合 1)指導改善研修 2)起訴休職 3)その他上記に準ずるもの ③平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合（大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。） （5）平成22年度から平成25年度実施のいずれかの人事評価等の総合評価がD又はE評価である者は、出願することができない。</p> <p>4 選考基準 選考は、次の各号に定める基準を考慮し、人事評価等の結果及び面接試験の結果の客観的な資料により行う。 （1）主幹教諭として優れた識見を有し、指導力を発揮できる者 （2）教諭等として優れた勤務実績を有するとともに、教育改革に対する豊かな理念とマネジメント感覚を有する者 （3）県内のどこにでも赴任できる者 （4）減給以上の懲戒処分を受けた者で、当該処分の日から5年を経過しない者については、最終選考委員会において主幹教諭の適格性があると認められた者であること。</p> <p>5 選考方法 （1）第1次選考 80点 ①人事評価等の結果 80点 1)（i）平成26年度実施の人事評価等は、80点×60/100の配点とする。 （ii）平成25年度実施の人事評価等は、80点×10/100の配点とする。 （iii）平成24年度実施の人事評価等は、80点×10/100の配点とする。 （IV）平成23年度実施の人事評価等は、80点×10/100の配点とする。 （V）平成22年度実施の人事評価等は、80点×10/100の配点とする。 2)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか一つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認められた場合に限り、残り三つの人事評価等の配点をそれぞれ80点×40/100/3とする。</p>		<p>○募集段階で採用予定者数を明記しない。</p> <p>○人事評価等の結果を直近の過去5年間分使用</p>

- 3)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか二つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り二つの人事評価等の配点をそれぞれ80点×20/100とする。
- 4)平成22年度から平成25年度実施までのいずれか三つの人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、残り一つの人事評価等の配点を80点×40/100とする。
- 5)平成22年度から平成25年度実施まですべての人事評価等が無い場合は、大分県教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、平成26年度実施の人事評価等の配点を80点とする。
- 6)平成26年度実施の総合評価がD又はE評価である者は、不合格とする。
- ②第1次選考の合格者数は、任用予定者数の概ね1.5倍以内とする。
- (2)第2次選考 80点
- ①面接試験(個人面接)80点
主幹教諭としての適格性を判定するための面接を行う。
- ②第1次選考合格者を対象に、面接により第2次選考を行う。
- 6 主幹教諭任用候補者の決定
第1次選考及び第2次選考の結果により主幹教諭としての適格性を判定し、平成27年度大分県立学校「主幹教諭」の任用候補者を決定する。
なお、平成27年4月1日までの間に主幹教諭としてふさわしくない非違行為があった場合は、任用を行わない。
- 7 出願等手続及び選考のスケジュール等
- (1)教頭採用資格保有者選考試験との併願
平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者選考試験の出願資格を満たす者は平成27年度大分県立学校「主幹教諭」選考試験を併願することができる。
- (2)出願手続
願書は、下記により提出するものとする。
ただし、平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者選考試験を併願する者は同選考試験の願書に「主幹教諭」選考試験を併願する旨を記載・提出することにより、出願に代えることができる。
- ①公募による出願者及び推薦による出願者は、主幹教諭選考願書(様式1)を所属長に提出する。
- ②選考対象者を推薦する所属長は、推薦書(様式2)を作成し、①の願書とともに教育人事課長に提出する。
- ③教育人事課長への提出期限は、平成26年11月6日(木)とする。
- (3)選考のスケジュール
- ①第1次選考の結果は、平成27年2月上旬に通知する。
- ②第2次選考は、平成27年2月中旬(予定)に実施する。
- 8 その他
平成27年度大分県立学校教頭採用資格保有者名簿の登載者の中から名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することがある。

○人事評価等の選考における扱いを管理職選考にそろえる。

○管理職選考との併願について明記

○管理職選考(教頭)を併願する場合は、教頭願書が主幹教諭願書を兼ねる。

平成27年度大分県市町村立小・中学校(県立学校)校長採用資格保有者選考試験
 (平成27年度大分県市町村立小・中学校(県立学校)教頭採用資格保有者選考試験)
 (平成27年度大分県市町村立小・中学校学校支援センター所長採用資格保有者選考試験)

結果通知票

受験番号 ●●●●
 所属名 ●●市(町村)立○○小(中)学校(県立□□□□学校)
 氏名 ○○ ○○

平成27年度大分県市町村立小・中学校(県立学校)校長(学校支援センター所長
 /教頭)採用資格保有者選考試験の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

採用資格保有者として、平成27年度▽▽採用資格保有者名簿に登載します。
 名簿の有効期限は、平成30年4月1日までです。

なお、採用資格保有者名簿登載者のうち、管理職として任用されない者は、
 平成27年度内に実施される研修を受講する必要があります。

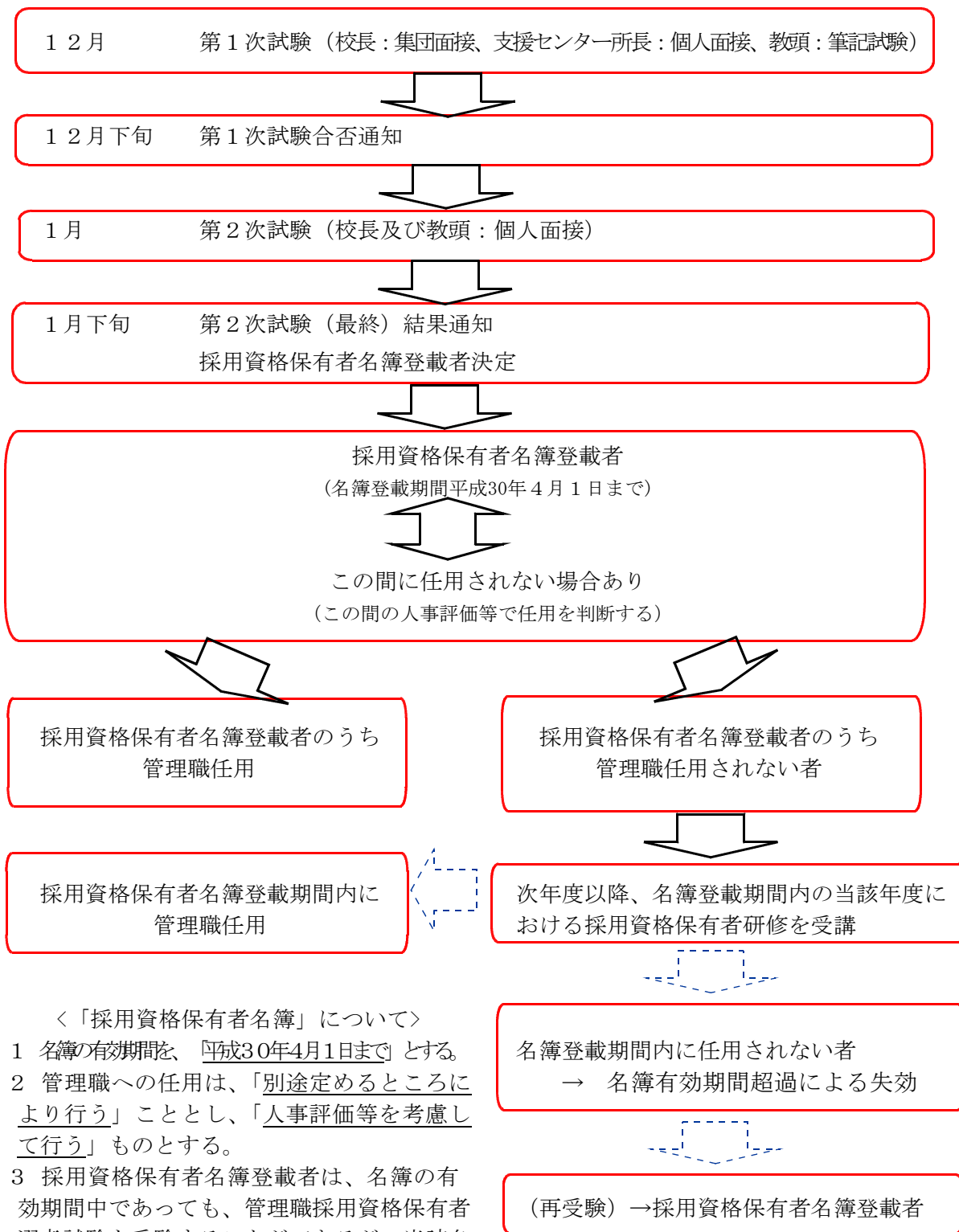
(平成27年度▽▽採用資格保有者名簿に登載されませんでした。)

得点総計	○ ○ ○
------	-------

平成27年1月●●日

大分県教育委員会 教育長 野中 信孝

管理職採用資格保有者選考フロー（今年度の流れ）



- ＜「採用資格保有者名簿」について＞
- 1 名簿の有効期間を、「平成30年4月1日まで」とする。
 - 2 管理職への任用は、「別途定めるところにより行う」とし、「人事評価等を考慮して行う」とする。
 - 3 採用資格保有者名簿登載者は、名簿の有効期間中であっても、管理職採用資格保有者選考試験を受験することができるが、当該名簿から削除される。
 - 4 名簿の有効期間を超過した場合は、「名簿は失効し、再度受験し合格することにより、新たな名簿の登載者となることができる。」ものとする。



日田祇園祭

手をつなぎ 広げていこう 教育の輪



10月から11月は
「おおいた教育の日」
普及期間です

「おおいた教育の日」10周年記念推進大会

日時 平成26年11月1日(土) 13:00~16:00

場所 パトリア日田(日田市三本松1丁目8-11)

アトラクション 日田市立日隈小学校 金管バンド 12:50~

第1部 13:00~14:45

10周年記念講演

演題「日本の心~美しい情緒と国柄~」講師 藤原 正彦 氏

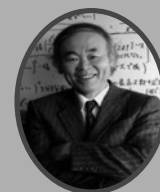
第2部 14:55~16:00

「おおいた教育の日」エッセー入賞者・入賞校表彰・紹介

第2部講演

演題「みんなで進める笑顔とお口の健康づくり」 講師 岩瀬 達雄 氏

会場の都合(收容人員)
により、参加希望の方は
下記まで連絡ください。



日田祇園祭



咸宜園(修復)



咸宜園

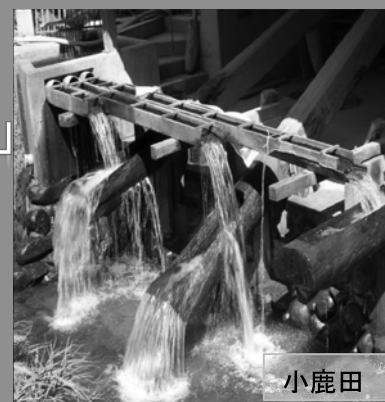
11月1日は 「おおいた教育の日」

~年間テーマ~

学校・家庭・地域で

取り組む子どもたちの健康

「おおいた教育の日」推進大会は、「おおいた教育の日」の趣旨を広く県民に知っていただき、学校、家庭及び地域社会が一体となった取組の推進をめざして開催します。



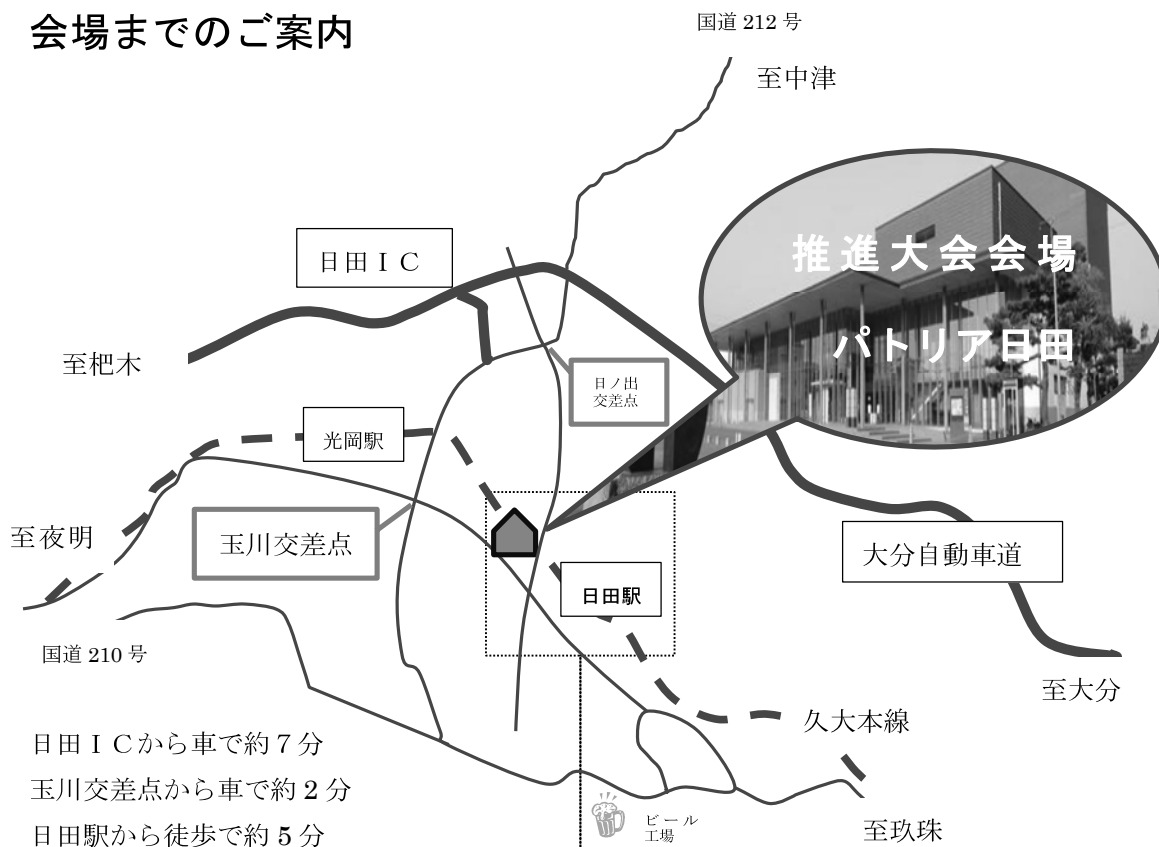
小鹿田

問い合わせ先/大分県教育庁社会教育課内Tel.097-506-5528・日田市教育庁教育総務課内Tel.0973-22-8234

大分県教育の日推進会議・大分県教育委員会・日田市教育委員会

裏面へ

会場までのご案内



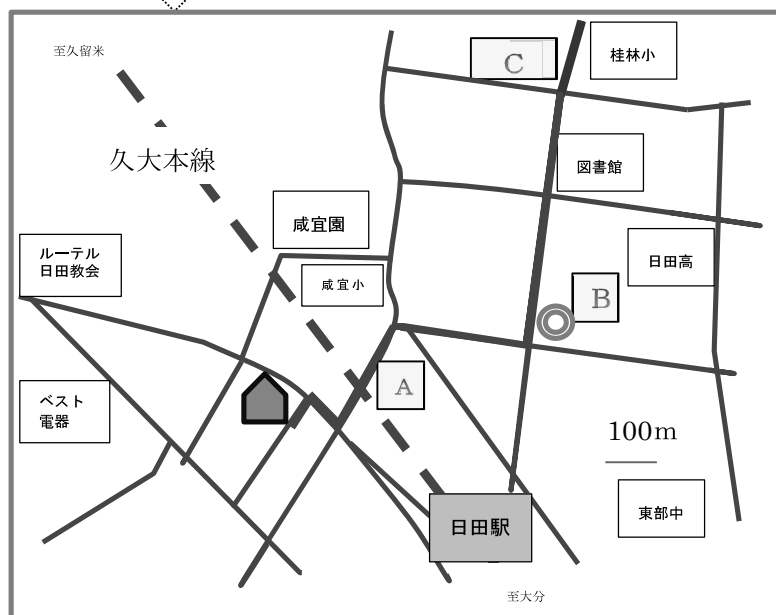
拡大図

[駐車場について]

- 右図 A 日田駅北公園
B 日田市役所
C 日田土木事務所
が駐車場となります。

注 駐車場の台数に限りがありますので
乗り合い、又は公共交通機関をご利用
ください。

大会当日パトリア日田の駐車場は
使用できません。



[シャトルバスについて]

B 及び C 駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行します。

往路 C 発 B 経由にて
11 時 50 分発から
約 10 分おき
最終 13 時 10 分発

復路 パトリア日田から B・C 駐車場へ
大会終了後から
約 10 分おき
最終 16 時 30 分発

平成26年度「おおいた教育の日」エッセー入賞一覧

【個人賞】

〈一般の部〉

賞	氏名	居住地	作品タイトル・概要
最優秀賞	シヤ ヨシコ 新谷 良子	佐伯市	「私にとって健康とは」 健康のありがたさは、病気になって初めて気づく。私にとって健康とは、体よりも心の状態を指し、心のもち方が常に前向きで、明るく生きていくことである。自分がなぜ病気になったかを考えて、原因を取り除かなければ、また病気をつくってしまう。病気にならないためには、生活習慣を守り、自分がときめくものを見だし、その中から喜びや達成感を得ることが大事ではないか。
優秀賞	イワ マキコ 石和 真紀子	大分市	「心が健康である」 心が健康であれば、相手のことが理解でき、優しくできると思う。家庭での会話を大切にし、子ども達に私の今までの経験を伝えていく努力をしている。心がいつも健康であることは、家族、まわりの人たちに支えられ、見守られ、そして、この自然豊かな土地から力をもらっていることを、改めて後生に伝えることが私達の役目だと思う。
優秀賞	ヤマモト シンジ 山本 晋滋	大分市	「百歳まで生きる」 80歳の私は、5年前は立つことも歩くこともできない状態だった。訓練の成果もあり、今では朝4時に起床し、7時には通学路を歩く近所の子どもたちとあいさつを交わすことが日課となっている。 高齢者のあるべき姿が問われる昨今、体も心も健康を心がけ、花を咲かせ実らせたい。死のその日まで子どもを見守り続けることが私の願いである。

〈小・中・高等学校・大学等の部〉

賞	氏名	学校名	学年	作品タイトル・概要
最優秀賞	イワシタノ ノ カ 岩下野乃花	日田市立 三隈中学校	1年	「食は健康の源」 母親が作ってくれる食事から健康に毎日を過ごすための術に気づき、自ら食事を作ることの大変さや大切さを学んでいった。さらに、料理教室へ通うようになり健康の基本となる食のあり方を学び、自ら健康管理ができるようになる。併せて、食事を通したコミュニケーションの大切さを感じ、食事が心と体の健康の源であることに気づいた。
優秀賞	ナカノ ワ カナ 中野 和奏	日田市立 有田小学校	6年	「健康について」 私には健康のために心がけている3つのことがある。まず、生活リズムを整えること、そして、流行している病気に注意を払うことだ。「病は気から」という言葉のように、心のあり方が関係していると考え、心が元気になるように家族・友人と話す時間を大切にしていきたい。これからも3つのことに気をつけ、健康な一生を送りたい。
優秀賞	オオツカ マナエ 大塚 真愛	大分県立 三重総合高等学校	2年	「『昼食格差』と健康」 私たち高校生の健康には、「昼食」の摂り方が大きく影響している。中学までは給食があったが、高校では、給食がなくなり、手作り弁当、コンビニの惣菜やパンなど様々であり、自己責任で健康管理をしなければならない。高校の昼食は「自由度が増した分、人によって「格差」が生じている。理想的な食生活を続けるのは難しいが、「食事の自由」と「自分の健康を守る責任」が表裏一体であることを忘れずにいたい。
優秀賞	フルソノ テヒロ 古園 千紘	大分県立芸術文化 短期大学	1年	「私の祖父と祖母」 反抗期の私は、幼いころ大好きだった祖父母に冷たく接することが多かった。そんなある日祖父が倒れてしまった。どうして祖父にもっと優しくなかったかと自責の念に駆られた。祖父母は私が大学生になって祖父母のもとを離れても変わらず優しく接してくれた。今一人暮らしをしてそのありがたさがわかる。今度一緒にご飯を食べようと思う。そしていろんな話をしようと思う。

【学校賞】

NO.	学校名
1	日田市立大山中学校
2	東九州龍谷高等学校

大 県 P 第 100 号
平成 26 年 10 月 1 日

大分県教育委員会
教育長 野中 信孝 殿

大分県 P T A 連合会
会 長 富永 大輔



要 望

大分県 P T A 連合会は、“手を携えて育てよう「地域の宝」が光り輝くために～子どもが輝く P T A 活動を目指して～”をスローガンとし、家庭・学校・地域社会・教育機関等がそれぞれの持ち味を生かして連携し、大分県下の子ども達の健やかな成長を図ることを目的に、その振興につとめています。

このような中、大分県教職員組合主催の「親子で学ぶ韓国の旅」の一般募集が行われ、旅行が実施されたことが昨今の報道等で取り上げられました。その一連の旅行や内容等につきまして、多くの保護者の不安や疑問の声が寄せられ、大分県 P T A 連合会として、早急に教育現場への不安や疑問が取り除かれますよう下記の項目につきまして、要望を致します。

記

- 1 大分県教職員組合主催「親子で学ぶ韓国の旅」の見学施設や内容等については、公教育の中立性から逸脱した偏った企画内容ではないかと多くの保護者からの不安と疑問が寄せられています。

大分県下の多くの教師が加入している団体の主催で、教師がこのような企画内容を平和教育として肯定的にとらえているのであれば問題であり、学習指導要領から逸脱した指導等が行われていないか、教育現場への指導を講じられたい。

- 2 学校で行われている年間 4 回の「平和授業」について、学習指導要領に準じたものであるのか、児童生徒に戦争がすぐに起きるような不安感や日本人として自虐的な思いを煽る指導等で終わっていないか、内容等について教育現場への指導を講じられたい。

平成26年度特別展

国宝「島津家文書」登場!

九州の戦国

「大友宗麟画像」が大分へ!



島原の乱図旗風(福岡・潮倉市所蔵)
※画像提供: 藤本健八氏

平成26年

10月17日(金) ▶ 11月24日(月)

■開館時間 9:00~17:00(入館は16:30まで) ※初日は11:00開館

■休館日 10月20日(月)・27日(月)
11月4日(火)・10日(月)・17日(月)

■観覧料 一般/個人 510円(460円) 団体 360円(360円)
高次学生/個人 310円(260円) 団体 200円(200円)

※()内は前売券料金 ※団体は20名以上 ※中学生以下および土曜日の高校生の観覧は無料
※身体障害者手帳・遺言手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者と付添者1名までは無料

※無休期間あり: 大分県立歴史博物館・中津文化協会(中津文化会館)・宇佐市観光協会

主催/大分県立歴史博物館・大分合同新聞社

共催/大分県

後援/NHK大分放送局・OBS大分放送・TOSテレビ大分・OAB大分朝日放送
OCT大分ケーブルテレコム・エフエム大分・NPO法人大友氏顕彰会

豊後大友宗麟鉄砲隊 火縄銃演武 ※雨天中止

日時:10月25日(土)14:00~14:40 会場:宇佐風土記の丘

記念講座「九州の戦国」

日時:11月1日(土) 13:30~15:30 会場:大分県立歴史博物館講堂

講師:堀本一繁氏(福岡市博物館学芸課主査)

関連講座「特別展みどころ解説」

日時:11月15日(土) 13:30~15:00 会場:大分県立歴史博物館講堂

講師:村上博秋(大分県立歴史博物館主任研究員)



聖徳太子画像(熊本・本妙寺所蔵)



黒田官兵衛画像(大分県立歴史博物館所蔵)

クイズに答えて
官兵衛バッジをもらおう!!



大友宗麟画像(京都・瑞峯院所蔵)

大分県立歴史博物館(宇佐風土記の丘)

〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字宗塚
TEL 0978-37-2100 FAX 0978-37-2101
<http://kyouiku.oita-ed.jp/tekisihakubutukan/b/>

大分県民芸術文化祭参加行事
平成26年度特別展

九州の戦国

九州から、そして大分から「戦国」を考える!!

天文19年(1550)、家臣の謀反によって命を落とした父義鑑にかわり、大友義鎮(宗麟)が大友家当主となります。義鎮は本拠とする豊後のみならず、豊前・筑前・筑後・肥前・肥後と6ヵ国の守護職を獲得し、九州最大の戦国大名へと成長していきます。そしてその頃から、九州の「戦国」は大きく動き出します。中国地方から九州北部へと支配を広げていた大内氏が滅び、かわって勢力を伸ばそうとする毛利氏が九州北部の支配をめぐる大友氏と衝突し、肥前に台頭した龍造寺氏が大友氏の侵入を退けて勢力を拡大し、九州南部の支配を固めた島津氏が豊後にまで侵攻して大友氏を追い詰め…。そのような中で天正14年(1586)、「惣無事令」とも呼ばれる停戦命令をもってついに豊臣秀吉が九州平定に乗り出します。「九州の戦国」は「日本の戦国」へと舞台を広げるのです。

本展では、16世紀後半にクライマックスを迎える「九州の戦国」の様子を、特に大友氏に焦点を当てながら見ていきます。さまざまな資料を取りそろえ、九州を舞台に権力を争った戦国武将の実像、あるいはその結果として生み出された社会や文化の実相を明らかにします。

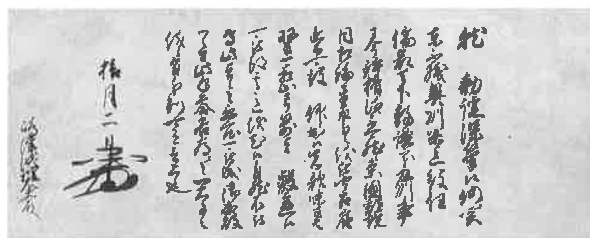
[展示構成]

- プロローグ **欲望** — 視野を広げる戦国武将 —
- 第1章 **葛藤** — 衝突する九州の武将 —
- 第2章 **栄華** — 全盛を極める大友宗麟 —
- 第3章 **凋落** — 終焉を迎える大友時代 —
- エピローグ **追憶** — 過去となる戦国の世 —



国重文・白檀塗浅葱糸威腹巻[大分・杵原八幡宮所蔵]

国宝・羽柴秀吉直書(島津家文書)[東京大学史料編纂所所蔵]



[主な展示資料]

- 洛中洛外図屏風 [大分市美術館]
- 綾本著色法華経絵 [大分県立歴史博物館] ※国重文
- 絹本著色毛利元就公画像 [山口・豊栄神社] ※国重文
- 龍造寺隆信画像 [佐賀・宗龍寺]
- 龍造寺隆信佩刀長巻 [佐賀・鍋島報効会]
- 島津貴久画像 [鹿児島・尚古集成館]
- 耳川合戦図屏風 [京都・相国寺]
- 豊後国諸検地帳 [大分県立先哲史料館]
- 大友義鑑条々事書 [福岡・立花家史料館] ※国重文
- 豊後府内古図 [大分市歴史資料館]
- 鞆包伊予札菱織二枚胴具足(伝 仙石秀久所用) [大阪城天守閣]
- 豊後国速見郡石垣原図 [津久見市]
- 黒漆尖笠形兜 [八代市立博物館]

※一部の資料につきましては、展示替えを予定しております。

<周辺略図>



<交通案内>

- 宇佐別府道路「宇佐IC」より12分
「院内IC」より15分
- JR柳ヶ浦駅から車で5分、JR宇佐駅から車で10分
- バス停「大分歴史博物館前」下車 ※土・日・祝日のみ運行

大分県立歴史博物館 (宇佐風土記の丘)

〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚
TEL 0978-37-2100 FAX 0978-37-2101
http://kyouiku.oita-ed.jp/rekisiyahakubutukan-b/
E-mail a31702@pref.oita.lg.jp

大分県グローバル人材育成推進プラン(案)について

大分県グローバル人材育成推進会議の設置

平成26年5月14日に、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため設置。会議のメンバー及び審議の経過は以下のとおり。

< 大分県グローバル人材育成推進会議委員 >

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本仁
	英語教室	代表	池田裕佳子
	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村亮
大学関係者	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎清男
	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山研治
保護者代表	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬多賀子
	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺美和子
学校教育関係者	杵築市立杵築中学校	校長	森山聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村高三
	大分県立由布高等学校	校長	工藤孝一
市町村教育委員会	別府市教育委員会	教育長	寺岡悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

< 審議の経過 >

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力(語学力)」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方

会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県における「グローバル人材」の資質・能力を以下のように定義した。そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとした。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

||

5つの力の「総合力」

グローバル人材育成のための体制の整備

本プランでは、5つの力を総合的に育成するために、今後3年間に取り組むべき施策を示した（別紙）。また、グローバル化の益々進展に対応できるよう、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、プランを推進するための体制を整備する必要があるとした。

○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、組織的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

5つの力の「総合力」によるグローバル人材の育成

I 挑戦意欲と責任感・使命感

【現状・課題】

- 海外への挑戦意欲が高くない
 - ・ 将来留学したり国際的な仕事に就いてみたい小学生：3割
 - ・ 留学に前向きな高校生：4割
- 留学や海外大学進学実績が低調 (H25)
 - ・ 留学している高校生は0.1% (31人)
 - ・ 海外大学への進学は5人
- 留学や海外大学進学へのサポートが十分でない
 - ・ 留学の壁は、①言葉の壁、②経済的負担、③留学方法等への不安感
 - ・ 積極的に留学を推奨する高校は3校のみ
 - ・ 海外大学進学への情報提供ができる高校が少ない

【取組】

- 「人材バンク」の設置によるグローバル人材に触れる機会の充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成
- 海外大学進学への相談体制の整備
- 国の留学支援事業の一層の活用を含め、留学への経済的な支援の充実

II 多様性を受け入れ協働する力

【現状・課題】

- 国際交流活動はある程度行われているが、頻度や継続性等に課題
 - ・ 過半数の小学校で、APUの留学生等と国際交流を実施
 - ・ 国際交流を行っている高校は1/3、海外修学旅行は5校に止まる (H14の21校から大幅減少)
 - ・ 単発的な交流が多く、一定期間、共に過ごす機会の充実が必要
- A.L.T.の一層の活用
 - ・ 学校行事など授業以外の活用は、毎週から回数回まで様々

【取組】

- 国際交流活動の市町村教委間での情報共有の推進
- 小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的実施
- 県立学校での海外交流の推進
- 締結など国際交流協定の推進
- 留学生活用を軸としたSGHの教育プログラム普及
- ホームステイ受入活用策の検討
- 国際バカローレア認定への研究
- 異文化理解の推進の観点からのA.L.T.の活用

一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を増増。

III 大分県や日本への深い理解

【現状・課題】

- 郷土学習の一層の充実
 - ・ 郷土の先人や芸術、歴史遺産などを知る機会を増やす必要
- 考え伝える活動を通じた理解深化
 - ・ 県や日本の課題の解決方法を考え、他者に伝える機会を増やす必要

【取組】

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- 郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実
- 海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてプレゼンテーションする機会の充実

IV 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力

【現状・課題】

- 小中：授業改善が行われつつあるが、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での思考力を伸ばす指導に課題。
- 高：思考力・判断力・表現力等を育成する授業への組織的取組が、小中高で最も低い。

【取組】

- 小中：「新大分スタンダード」のもとでの継続的な授業改善の推進
- 中：全教科、全教員を通じた、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める「学校改善の推進高校入試改革」
- 高：「授業改善推進プラン」を作成し授業改善を計画的に推進

V 英語力（語学力）

【現状・課題】

- 英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ない。
 - ・ 分かる：中学生57%、高校生44%
 - ・ 好き：中学生54%、高校生40% (他教科より低い)
- 英語教員の外部資格保有が不十分
- 英語教育の改善方策が明確でない

【取組】

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定及びプランに基づく改善
 - ・ プラン策定のため、年内に、有識者・教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」を設置。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成

高校3年生 高校生の海外留学等に係る調査 集計

問1 これまで、2、3日以上の間継続的に、外国人と一緒に活動した経験はありますか？

ある	1284人(17.4%)
ない	6365人(86.6%)

調査人数 7346人

問2 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

いつそのような経験をしましたか。(複数回答可)

人数

いつそのような経験をしましたか。(複数回答可)	人数
①1年(程度)以上の留学に行った。	4
②1年(程度)未満の留学・海外研修に行った。	109
③高校の海外修学旅行に行った。	946
④小中学校や市町村が実施する海外に行くプログラムに参加した。	67
⑤家族の仕事の関係などで、海外に住んでいた。	21
⑥日本で留学生と活動した。	106
⑦ホームステイで外国人を受け入れた。	70
⑧学校に在籍している外国人と一緒に活動した。	60
⑨その他	73

問3 (問1で「ある」と答えた人のみ回答)

その経験により、以下のような変化があったと思いますか？(複数回答可)

①外国で起きていることへの興味が強くなった。	302
②大分や日本のことを知りたいという気持ちが強まった。	170
③外国人と話したり、一緒に活動したりすることへの不安感が減った。	424
④留学したり、将来、外国で働きたいと思う気持ちが強まった。	318
⑤英語でコミュニケーションを取れるようになりたいという気持ちが強まった。	866

大分県グローバル人材育成推進プラン(案)



大分県教育委員会

平成26年10月 日

目 次

I はじめに

II 大分県グローバル人材育成推進会議

III 大分県におけるグローバル人材の資質・能力

IV 5つの力の総合的な育成

- 1 挑戦意欲と責任感・使命感
- 2 多様性を受け入れ協働する力
- 3 大分県や日本への深い理解
- 4 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 5 英語力（語学力）

V グローバル人材育成の継続的な推進のための体制の整備

Ⅰ はじめに

現在、急速なグローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい社会が到来しつつあります。このような中、世界に通用するグローバル人材を育成することが必要であるとの指摘が多方面から行われています。

今回実施したアンケートによると、大分県でも、保護者の約8割が「将来どこで働くかに関わらず、子どもには国際レベルで活躍できるような人間になってほしい」と考えています。また、大分県の企業の過半数が、グローバル人材が現時点或いは将来において会社に必要とし、そのような人材を日本人の中から採用したいと回答しています。平成26年3月に改訂された大分県海外戦略においても、国際人材の育成として、世界に通用する青少年の育成が謳われたところです。

他方、一言でグローバル人材と言ってもそのイメージは様々であり、その必要性が広く認識されている一方、大分県として、どのような資質・能力をどう伸ばしていくか明確でない状況がありました。

このようなことから、今回、企業、大学、保護者、学校、教育委員会の各関係者から構成される「大分県グローバル人材育成推進会議」を立ち上げ、大分県におけるグローバル人材の資質・能力の考え方、グローバル人材を育成する上での教育上の課題や今後の取組について、幅広く協議・検討を行いました。

その結果、これからを生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していく上では、

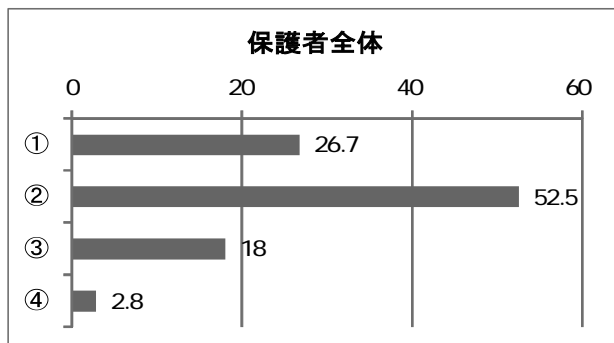
- ・ 挑戦意欲と責任感・使命感
- ・ 多様性を受け入れ協働する力
- ・ 大分県や日本への深い理解
- ・ 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- ・ 英語力（語学力）

の5つの力の「総合力」が必要であるとなりました。そして、小中高等学校、家庭、地域の中で、これらの5つの力の素地を培っていくことにより、これからのグローバル社会を生きる大分県の全ての子どもたちが、自分の夢に挑戦し、自己実現を図れるようになることが必要であると考えました。

本プランでは、これらの力を育成するため、今後3年間に取り組むべき内容を明らかにしています。今後、このプランに基づき、グローバル人材育成の気運を高めながら、着実に取組を進めるとともに、その継続的な充実を図っていきます。

保護者対象アンケート

[将来どこで働くかに関わらず、子どもには国際レベルで活躍できるような人間になってほしい]

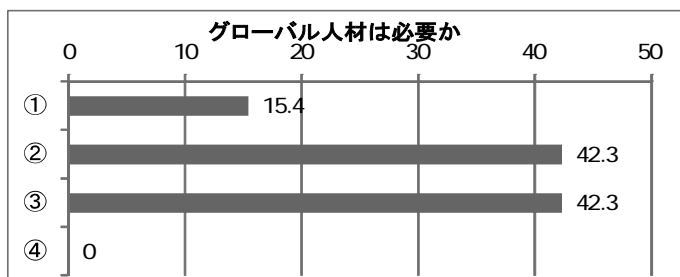


[単位%]

- ① とてもそう思う ② ある程度そう思う
 ③ あまりそう思わない ④ そう思わない

企業対象アンケート

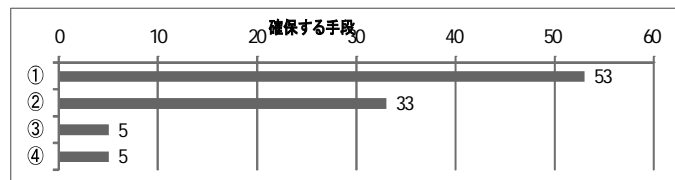
[グローバル人材は貴社にとって必要だと考えるか 単位%]



- ① 現時点で必要である
 ② 将来的には必要である
 ③ 海外展開等の予定がなく、必要とは思わない
 ④ ③以外の理由で必要とは思わない

[上記で①または②と回答した場合、グローバル人材をどのように確保したいと考えますか。]

単位 企業数]



- ① 英語力や海外留学体験など、グローバルな能力や経験を持つ日本人の採用
 ② 留学生など外国人の日本での採用
 ③ 海外展開先での現地採用
 ④ その他

Ⅱ 大分県グローバル人材育成推進会議

【 大分県グローバル人材育成推進会議の設置 】

平成26年5月14日、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため「大分県グローバル人材育成推進会議（以下、「会議」という。）を設置した。

会議の委員及び審議の経過は以下のとおりである。

大分県グローバル人材育成推進会議委員

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部 智 弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷 敬 造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本 仁
	英語教室	代 表	池田 裕佳子
大学関係者	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村 亮
	大分大学教育福祉科学部	教 授	山崎 清 男
保護者代表	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山 研 治
	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子
学校教育関係者	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺 美和子
	杵築市立杵築中学校	校 長	森山 聡
	宇佐市立宇佐中学校	校 長	吉村 高三
市町村教育委員会	大分県立由布高等学校	校 長	工藤 孝 一
	別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌 二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

審議の経過

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力（語学力）」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

【 大分県グローバル人材育成に係るアンケート調査 】

会議の設置に先立ち、検討に資するよう、平成26年1月に、以下を対象にアンケート調査を行った。以下、出典の記載がないデータは、この調査から引用したものである。

- ・小・中学校及び高等学校の保護者（約800人）
- ・高等学校（全日制41校）
- ・小・中学校及び高等学校の教員（約760人）
- ・県内企業（約120社）
- ・市町村教育委員会（18市町村教育委員会）

Ⅲ 大分県におけるグローバル人材の資質・能力

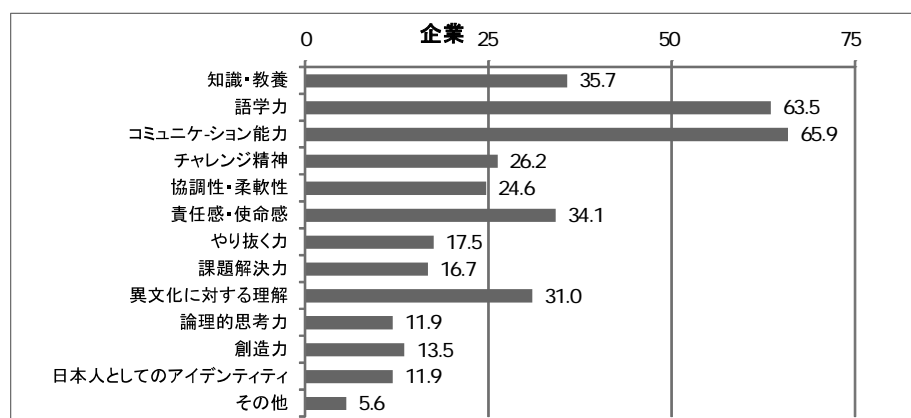
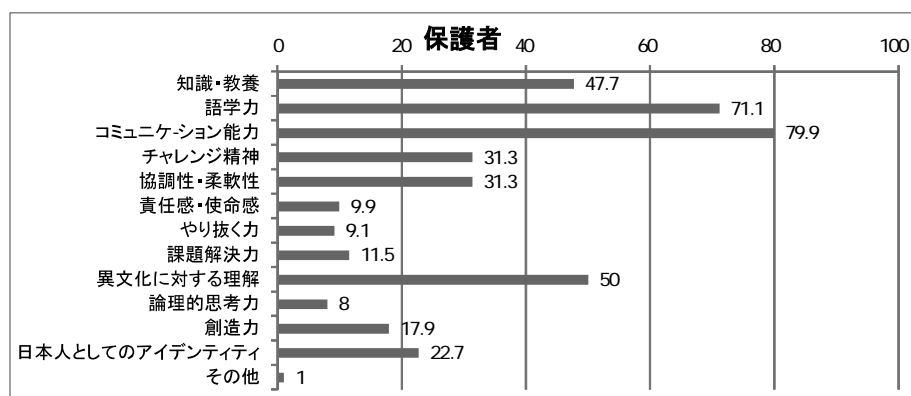
会議では、まず第1回に、グローバル人材育成に必要な資質・能力の定義について協議を行った。一概にグローバル人材育成に必要な資質・能力と言っても、非常に多様である。例えば、国の「グローバル人材育成戦略」では、「Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力」「Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」の諸要素が含まれるとしており、その他様々な団体により多様な定義付けが行われている。

本会議においても、以下のように幅広い意見が出された。

- ・グローバル人材とは、何より、挑戦していく人材のことだ。
- ・語学力だけでなく、意欲のある人、やる気のある人のことだ。
- ・外国人から信頼して一緒に仕事ができると言われることが重要。
- ・海外の人の考え方や多様な文化を理解できることが必要。
- ・地域（ふるさと）の良さや伝統文化への理解や誇りを持っていることが重要。

また、アンケート調査では、保護者・企業から、次のように、コミュニケーション能力、語学力、異文化に対する理解、知識・教養といった資質が多く挙げられた。企業からは、責任感・使命感が必要という意見も多かった。

[グローバル人材に求める要件(資質)は、次のうち特にどれですか(複数回答 単位%)]



[※上記アンケート調査を含め、このプラン記載のデータは、特に記載のない限り大分県の児童生徒や保護者等を対象としたものである。]

こうした会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県におけるグローバル人材の資質・能力を、「世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる『挑戦意欲と責任感・使命感』『多様性を受け入れ協働する力』『大分県や日本への深い理解』『知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力』『英語力（語学力）』」と定義することとした。

そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら、未来を切り拓いていく上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を学校、家庭、地域の教育の中で培うことが必要であると考えた。

○大分県におけるグローバル人材の資質・能力

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

Ⅱ

5つの力の「総合力」

会議では、現在このような力を本県で育成できているか、充実すべき取組は何であるかを検討した。

本プランは、この検討経緯、及び平成27年度から平成29年度までの3年間、大分県として取り組むべきグローバル人材育成の具体的な取組を示すものである。

IV 5つの力の総合的な育成

1 挑戦意欲と責任感・使命感

会議の中では、「挑戦意欲と責任感・使命感」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 自分のことは自分で責任を取ると意識がなければ、挑戦とはいえない。
- ・ 学校には、人より抜き出てはいけないという考え方がある。また、子どもたちは学校で規則ばかりに縛られていると感じる。そこを変えなければいけないのではないか。
- ・ 「海外に挑戦することにはこんな意味がある」といった動機付けが必要。
- ・ 実際の体験談を聞いたりして留学の魅力やメリットを感じることで、留学したいという気持ちは、高まると思う。
- ・ 「この時期に留学に行けばいいのでは」という時期を明らかにした後押しがあれば、踏み出しやすいのでは。
- ・ 留学に対する教員の意識を高めないと子どもの意識も高まらない。留学経験のある教員の採用や教員の海外研修などが必要だ。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「挑戦意欲と責任感・使命感」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

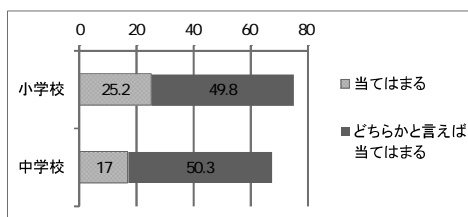
【現 状】

<一般的な挑戦意欲の状況>

[難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか 単位%]

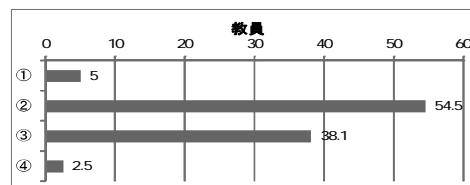
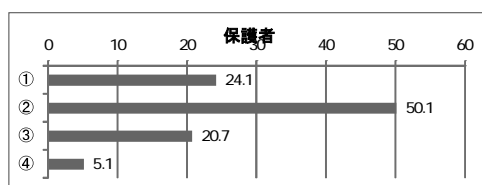
(挑戦意欲一般)

- 児童生徒の挑戦意欲について、右のように、小学生の約73%、中学生の約67%が「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している」と回答している（平成25年度全国学力・学習状況調査）。



- 他方、「子どもたちは積極的に挑戦しようとする」と回答した保護者は24.1%、教員は5%のみだった。

[困難なことに対する児童生徒の意識について、どのように感じていますか 単位%]



- ① 積極的に挑戦しようとする
- ② 与えられたことはするが、それ以上挑戦しようとはしない。
- ③ 困難なことを避けたがる傾向が強い
- ④ その他

- これについて会議では、以下のように様々な意見があった。
 - ・ 児童生徒にとっての「挑戦」は自分の日常の範囲でのものであり、学問や留学といった高いレベルのものではない。
 - ・ 子どもたちと先生で温度差はあるが、子どもたちは頑張っており、それを認められないのは辛いと思う。
 - ・ 学校で子どもたちは規則ばかりに縛られている。そもそも挑戦させようとしていないのではないか。

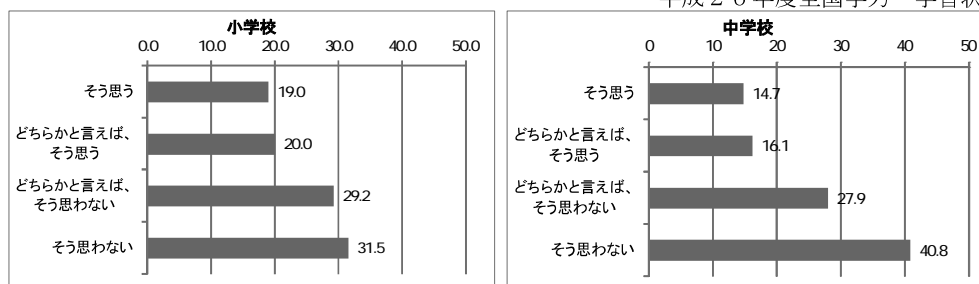
<海外への挑戦の状況>

(小中学生の意欲)

- 「将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたい」と答える小中学生は約3割～4割に止まる。

[外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思いますか 単位%]

平成26年度全国学力・学習状況調査

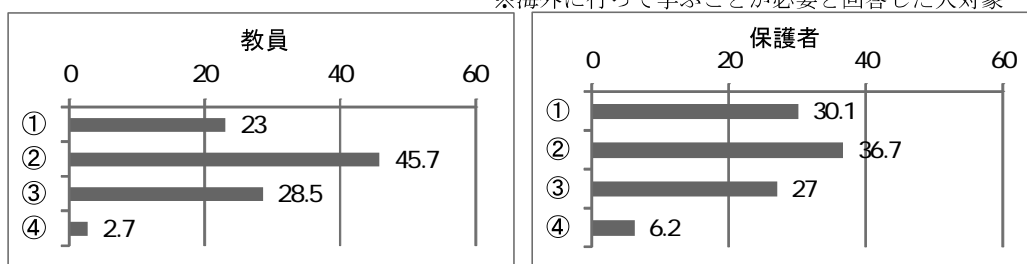


(海外留学の時期)

- 海外で学ぶ時期について、教員、保護者ともに高校生の時が最も適当と回答。

[海外に行って学ぶ機会の時期として、いつがよいと考えますか 単位%]

※海外に行って学ぶことが必要と回答した人対象



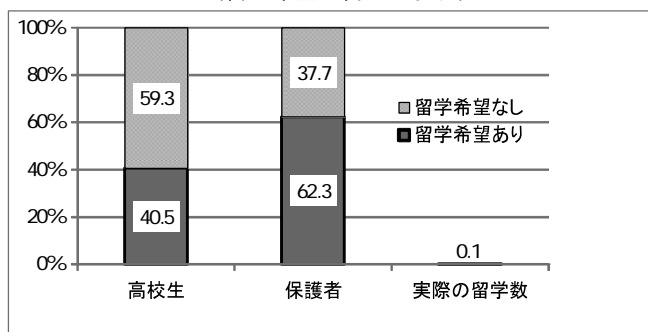
①小学生～中学生 ②高校生 ③大学生 ④その他

(高校生の留学希望と留学数)

- 高校生の留学への関心について尋ねた調査で、高校生の約40%が留学に前向きな回答を示している（平成24年度「国際交流状況等調査」高校教育課調査）。また、高校生の保護者も、66%が子どもが学校生活を終えるまでの間に、海外に行き学ぶ機会が必要だと思うと回答している。

- 他方、実際に留学（短期・長期含む）している公立高校生の数は、平成25年度の調査で31人であった。この数は、公立高校生全体のわずか0.1%にすぎない。

〔留学希望と留学の状況〕



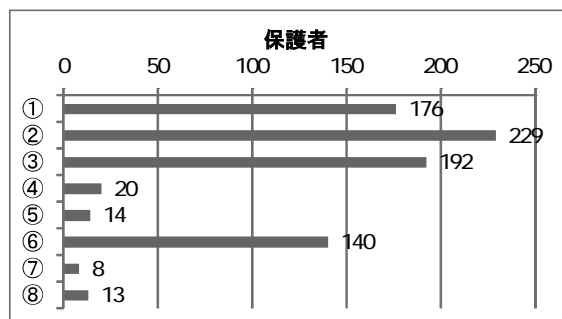
（留学の障壁）

- 留学を希望しないと回答した高校生が挙げる上位の理由は、1位が「言葉の壁」、2位が「経済的に厳しい」、3位が「不安感」である。留学に前向きな生徒が実際には留学していない背景もこれらの理由が中心と推測される。

		留学を希望しない理由
1位	40.3%	言葉の壁
2位	21.6%	経済的に厳しい
3位	20.7%	留学方法、外国での生活、勉強、友達関係の不安
4位	18.7%	留学に魅力を感じない

- 海外への留学について、「海外に行って学ぶ機会が必要だが、行かせる予定はない」と回答した保護者（全体の46.9%）で最も多かった理由は、「金銭面の負担」である。また、「滞在先での安全面」や「留学機会の情報の不十分さ」をあげる保護者も多い。

〔「行かせる予定はない」と回答した理由〕（単位 人数）



- ①本人が希望していないから ②金銭面での負担が大きいから ③滞在先の安全面が心配だから
 ④進学が遅れると思うから ⑤受験や就職活動に不利になると思うから
 ⑥どのような機会があるのか十分な情報がないから。 ⑦進路指導で教員から進められないから
 ⑧その他

(海外大学への進学状況)

- 海外大学への進学は非常に少なく、平成25年度の調査では県内公立高校から海外の大学へ進学した生徒は5人に止まっている。

[高校(公立)から海外の大学へ進学した生徒数]

平成24年度	4人
平成25年度	5人

<学校・教育委員会の取組>

- 児童生徒の幅広い視野の涵養や挑戦意欲の喚起のため、現在、4市町村教育委員会及び公立高校8校が、社会の第一線でグローバルに活躍している人物による講演会等を実施している。また、県教育委員会は、高校生を対象(150人規模)に、世界で活躍するリーダーに触れる事業を実施している。

○県教育委員会主催のグローバルリーダーによる講演

※高校生対象次世代リーダー育成事業における講演

- ・キャノン株式会社 代表取締役会長兼社長 御手洗 富士夫 氏
- ・前Google日本法人 村上 憲郎 氏

※科学の甲子園大分県大会講演

- ・広島大学大学院 准教授 長沼 毅 氏

- また、県教育委員会では、国の海外留学支援事業を活用し、以下のような留学支援を行っている。

○留学支援事業

H25：補助金40万円を3人に支給(長期)

H26：補助金30万円を3人に支給(長期)、

補助金10万円を10人(1校)に支給(短期)

※長期 原則1年間、外国の高校に留学をする個人に支給

※短期 2週間以上1年間の海外派遣プログラムに参加する学校に支給

【 課 題 】

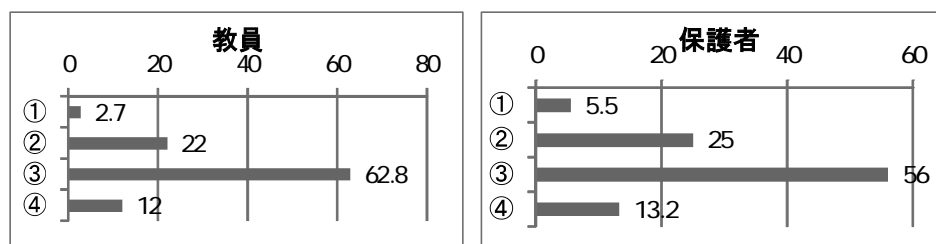
<①挑戦意欲の喚起>

○ ロールモデルとの出会い

前述のように、子どもたちの海外への挑戦意欲は必ずしも高くない状況がある。

また、教員、保護者の多くが、子どもたちに、グローバルに活躍している人たちに触れる機会は十分与えられていないと考えており、このようなロールモデルとなる者と出会う機会の充実により、子どもたちの挑戦意欲を高めることが必要である。

[グローバルに活躍している人たちに触れる機会が与えられているか 単位%]



①とてもそう思う ②ある程度そう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

○ 児童生徒の主体性や挑戦意欲を高める学校運営

児童生徒の挑戦意欲を育むためには、学校生活のあらゆる場で児童生徒が自ら選択・決定する機会を与えると同時に、たとえその選択・決定の結果が不本意なものとなっても、真摯に受け止めるような指導が重要である。

このような指導を通じて、児童生徒が、自らの考えと責任において、進んで学び、挑戦し、課題を解決しようとする力を育てる学校運営を行うことが求められる。

<②留学への支援>

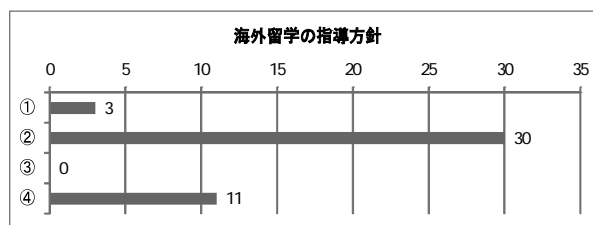
○ 留学を後押しする気運の醸成

生徒の海外留学について「積極的に推奨している」とする高校は3校に止まる。

生徒が世界に挑戦する意欲を育む上で、教職員の中で生徒の海外への挑戦意欲を積極的に後押しする気運を高めることが求められる。

[生徒の海外留学について、学校としてどのような方針で指導していますか 単位 高校数]

- ①積極的に推奨している
- ②本人が希望すれば相談に乗っている
- ③大学進学への懸念から積極的には進めていない
- ④特に学校としての方針はない



○ 留学に関する情報提供の充実

留学のメリットや留学した場合の進路など、留学に関する情報を生徒に伝える機会が県内に乏しく、このような機会の充実が必要である。また、海外留学への生徒の希望に対し、高校は必ずしも十分な情報提供をできる状況になっておらず、そのことが、高校が海外の積極的に推奨しにくい理由にもなっていると推測される。県全体で、生徒の留学の希望に対して、どのような選択肢があるか相談に乗れる体制を作ることが必要である。

[生徒が海外留学を希望した場合、学校として必要な情報提供を行うことができますか 単位 高校数]



○ 経済的な支援

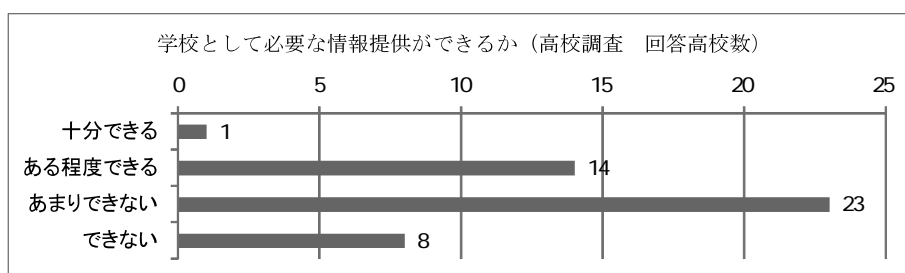
生徒、保護者とも、経済的な負担を留学の大きな障壁と考えている。平成26年度の留学に対する支援は国の事業を利用した13人分に止まっている。(原則1年間の長期留学が3人、2週間以上の短期が10人)。海外への挑戦の後押しのため、県独自の支援など、さらなる支援の充実が必要である。

- 「子どもが海外に行って学ぶ機会は必要だが、行かせる予定はない」と回答した保護者が、挙げた理由
→ 1位：金銭面の負担
- 「留学を希望しない」と回答した高校生が、挙げた理由
→ 2位：経済的に厳しい

<③海外大学への進学への支援>

平成25年度の調査で海外大学への進学について積極的に推奨していると回答する高校は1校のみである。生徒が海外大学へ志望した際の必要な情報提供についても高校の31校(76%)が否定的な回答をしている。海外留学と同様、海外大学進学についても積極的に情報を提供できる環境を整えていくことが必要である。

[生徒が海外の大学への進学を希望した際、学校として必要な情報提供を行うことができますか]



【 具体的な取組 】

○ グローバル人材に触れる機会の充実

- ・学校や市町村教育委員会がグローバルに活躍している人物を呼べるよう、人材バンクを設けるとともに、県立学校への招聘を継続的に支援する。

⇒ ・人材バンクに3年間で50人以上の登録を行う。

○ 留学支援事業の一層の活用等を含む、留学への積極的な支援の充実

- ・国費による留学支援事業の積極的な利用促進を図ると同時に、学校のプログラムによらない個人単位での海外留学・研修についても支援の充実を図る。

⇒ 目標として

- ・高校生長期留学者(平成24年度：5人)を、平成29年度15人に増加。
 - ・高校生短期留学者(平成24年度：15人)を、平成29年度50人に増加。
- ※長期留学は3ヶ月以上、短期留学は2週間以上3ヶ月未満の期間を指す。

○ 留学の気運の醸成や情報提供の充実

- ・留学フェアを実施し、留学経験者による報告会や留学幹旋団体による説明、保護者、生徒、教員対象のセミナー等を実施する。
- ・留学に関する具体的な情報や、支援制度、留学体験者の声などを紹介する「留学ガイド」を作成の上、広く生徒、教員に配布するとともに、生徒や教員からの留学の相談に乗ることができる体制をつくる。

⇒ ・県教育委員会主催の留学フェアを毎年1回開催する。
 ・平成27年度中に「留学ガイド」を作成・配布する。
 ・留学の相談を受けられる相談窓口の設置について検討する。

○ 海外大学進学への相談体制の整備

- ・海外大学に進学したいという生徒の希望に応えられるよう、生徒や教員からの進学の相談に乗ることができる体制をつくる。

⇒ ・海外大学への進学相談を受けられる相談窓口の設置について検討する。
 ・「留学ガイド」の中に、海外大学への進学についても盛り込む。



2 多様性を受け入れ協働する力

会議の中では、「多様性を受け入れ協働する力」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 多様性を受け入れるということは、それぞれの国の人々は、必ず他の国の人よりも優れた点を持っているということを理解した上で、さらに、そのことが当然と思えるようになるということである。そうすれば自ずと協働するようになる。
- ・ ただ児童生徒と外国人の接点を増やすだけでなく、同じ年代の中で触れ合い、ぶつかり合う中で多様性を感じ取ることが大事。一緒に「同じ釜の飯を食う」といった経験が大切だ。
- ・ 日本人のみの学校環境でも、多様性の理解を深めるための授業の工夫の仕方はあると思う。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「多様性を受け入れ協働する力」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【 現 状 】

<多様な価値観を持った者と協働する機会>

- 日本人とは異なる多様な価値観を持った者と協働する機会は、海外留学、留学生の受け入れ、国際交流活動、ALT（外国語指導助手）との交流などを通じて提供されている。
- 高校生の留学については、前述の通り全公立高校生徒全体の0.1%(31人)に止まる。
- 海外からの留学生の受け入れについては、公立高校が受け入れている留学生は、4名である（H25調査）。
- 小中学校の国際交流活動は、18市町村中14市町村で行われており、特に、63%の小中学校で、留学生等との国際交流活動が行われている。国際交流活動の具体的内容は、APU（立命館アジア太平洋大学）への訪問やAPU学生との交流会、国際車いすマラソン選手との交流等である。
- 国際交流活動を実施している高校は41校中14校である。その内容は、海外修学旅行、APUとの連携、講演会の実施などである。
 - ・ 海外修学旅行：5校（H25）
 - 旅行先：オーストラリア3校、マレーシア・シンガポール2校
 - ※平成14年の21校をピークに近年減少傾向。
- また、公立高校の中で海外の学校と姉妹校協定を締結しているのは3校であり、そのうち、別府羽室台高校においては、姉妹校協定のもと相互の学校訪問等を行っている（他の2校は、竹田高校と由布高校）。

○ A L Tの在籍数は以下の通りである(平成25年度)。

- ・小中学校：69人
- ・高等学校：26人

また、児童生徒が授業でA L Tに触れる機会は以下のとおりである。

小学校1年～4年：多くて、月1～2回程度(年に数回の場合も多い)。

小学校5、6年：月3～4回程度、月1～2回程度が多い。

中学校：月3～4回程度が最も多く、次に月1～2回程度。

高等学校：週1～2回が最も多い。一人あたり1～3校担当。

授業以外は月3～4回程度。

※授業以外(学校行事、部活動等)での活用状況：週1日程度から
年数回程度まで様々

○ 教員、保護者、市町村教育委員会、高校いずれも過半数が、外国人留学生やA L Tとの交流など外国人と触れ合う機会は「ある程度与えられている」と考えているが、同じく過半数が、「行政や学校において充実させるべき」と回答している。

<県教育委員会等での取組>

○ こうした状況の中、平成24年度から実施している小学生国際交流活動推進事業は、次のような取組を行っている。

平成25年度実績(平成26年度も同事業内容を実施)

- ・子ども国際交流キャンプ 49人(7市町)参加
- ・留学生との交流会 481人(10校 7市町)参加
- ・車椅子マラソン外国人選手との交流会 731人(6校 2市)参加
- ・A P U 1日訪問 247人(10校 7市町村)参加

○ 高等学校英語教育研究会主催の湯布院英語サマーセミナーは、県内の宿泊施設を利用し2泊3日でA L T等と一緒に、全て英語を使用し活動を行うものであるが、平成25年度は126人、平成26年度は194人が参加した。

【 課 題 】

<①国際交流活動の頻度や継続性等の一層の充実>

- 国際交流活動は、ある程度実施されているが、一層の充実が求められており、特に海外修学旅行が大幅に減少した高校段階において、機会を増やす必要がある。
- また、国際交流活動は単発的な取組となる傾向があり、「多様性を受け入れ協働する力」を高めるためには、多様な価値観を持った者と一定期間協働する機会の充実を図る必要がある。
- 特に、他県では学校間の姉妹校協定を契機として留学、留学の受け入れ、web会議を通じた交流などを積極的に進めている例があり、学校が主体的に取組を進められることから、有効な方策と言える。
※広島県では全県立学校97校（特別支援学校含む）が提携
- また、現在、大分上野丘高校がSGH（スーパーグローバルハイスクール）に認定され、APUの学生と毎月議論をしながら活動を行う取組を進めている。このような留学生を活用した積極的な教育プログラムをSGHコンソーシアムのメンバー校をはじめ、他の学校に普及することが望まれる。
- さらに、小中学校では、様々な国際交流活動や、外国人を活用することなく異文化理解を進めるための工夫が行われており、それらを共有することで一層の推進を図る必要がある。

<②ALTの一層の活用>

- ALTの活用については、その頻度も活用の仕方も大きな差がある。
- 校内での異文化セミナーや、英語での面接指導のように、学校行事や部活動などの際に、児童生徒の異文化理解を推進するためにALTを活用している例もあり、このような活用のあり方を進めることが必要である。

【 具体的な取組 】

○ 小中学校における異文化理解活動の推進

- ・小中学校における国際交流活動や、小学校の外国語活動・総合的な学習の時間等における異文化理解活動について、市町村間・学校間で情報共有できる機会を設ける。

⇒ ・県教育委員会主催の国際交流情報交換会を年1回開催する。

○ 小中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの継続的实施

- ・外国人との英語を使った共同生活を行うイングリッシュ・キャンプを充実・実施する。

⇒ ・県教育委員会主催のイングリッシュ・キャンプを毎年度、2回以上開催する。

○ 県立学校での海外姉妹校協定の締結等に基づく国際交流の推進

- ・県立学校における海外校との姉妹校協定の締結などを通じ、留学・留学生受け入れや、海外修学旅行の充実など、国際交流・協働活動を推進する。また、必要に応じ市町村教育委員会と連携し、小中学校でも推進する。

○ SGHの取組の普及

- ・SGHで行われている留学生を活用した探究学習等の取組の成果を、SGHコンソーシアムのメンバー校をはじめ他の高校に普及する。

⇒ ・SGHの教育プログラムの実践を5校程度で行う。

○ ホームステイ受け入れの活用方策の検討

- ・ホームステイプログラムを活用した国際交流活動の推進を検討する。

○ 国際バカロレアの認定に向けた研究

- ・市町村教育委員会とも連携し、国際バカロレアの認定を受けることについて研究を行う。

○ 異文化理解の推進の観点からのALTの活用

- ・児童生徒の異文化理解の推進を図る観点からのALTの活用について検討するとともに、ALTや各学校に働きかける。

⇒ ・ALTの活用ガイドラインを作成するとともに、ALTの指導力等向上研修でALTの活用事例等の周知を行う。

＜数値目標＞

「1 挑戦意欲と責任感・使命感」「2 多様性を受け入れ協働する力」に掲げた取組等を通じ、一定期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を3年間で倍増させる。

3 大分県や日本への深い理解

会議の中では、「大分県や日本への深い理解」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 大分県の著名人について知らないまま大人になるケースが多い。郷土の偉人についての伝記を読むことなどを通じて、郷土愛を自然に持つようになることが重要である。
- ・ 郷土や国への深い理解のためには、何かを知っているということに止まらず、その背景にある哲学を知ったり、自分の立ち居振る舞いにそれが表れるということが大切。浴衣の着付けなど、動きながら学ぶ体験もいいのではないか。
- ・ 大分の経済産業の状況や、大分が抱えている課題などについても学び、解決策を考えるような学習も大切だ。
- ・ 知識を得るだけでなく、外国人に向けて日本のことをプレゼンするような機会があると、積極的な学びになるのではないか。高校ではできるのではないか。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「大分県や日本への深い理解」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

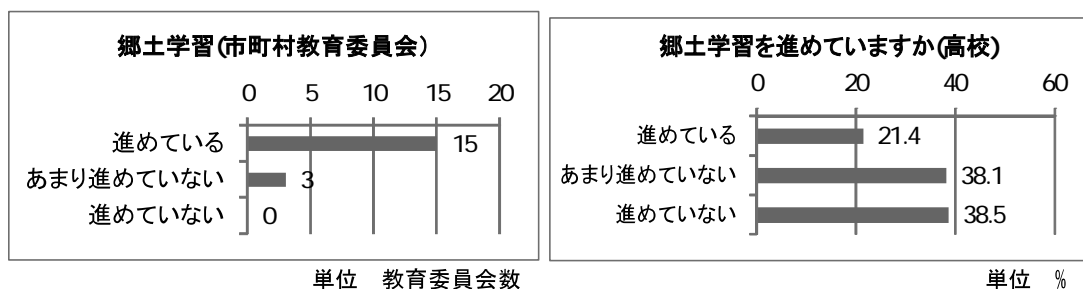
【 現 状 】

<学校における郷土学習の取組>

- 郷土学習（地元の伝統文化、偉人等についての学習）は、各学校において総合的な学習の時間や道徳の時間等で実施されている。特に、小学校の総合的な学習の時間で「伝統と文化」を扱った学校は286校中240校、中学校では129校中90校あり、ほとんどの市町村教育委員会は、郷土学習を進めていると回答している。

- 一方、郷土学習を進めていると回答した高校は21%で、あまり進めていない38%、進めていない41%という状況であり、我が国や郷土の歴史や文化を深く学ぶ機会について、約60%強の高校は、「あまり与えられていない」または「与えられていない」と回答している。

〔郷土学習(地元の伝統文化、偉人等についての学習)を進めていますか〕



＜県教育委員会の取組＞

- 今年度から県教育委員会では、「ふるさとの魅力発見・継承推進事業」により、教材作成及び県民フォーラムを実施する。同事業においてはまた、郷土の歴史遺産、史跡等を実感的に学ぶ機会の創設や、県内の美術家や演奏会等を学校などへ派遣し郷土の音楽・美術作品を活用した鑑賞活動や体験活動等も実施する。

＜県内施設の利用状況＞

- 大分県立歴史博物館への学校の観覧は53校（2770人）。また、大分県立先哲史料館は、「子ども先哲・歴史講座(出前講座)」21校（1211人）を対象に実施した。（平成25年度）

【 課 題 】

＜①郷土学習の一層の充実＞

郷土への愛着や誇りを持つ心情が育まれていくよう、郷土の発展に尽くした先人や、郷土の芸術、歴史遺産などについて知る機会を充実させる必要がある。

＜②考え伝える活動を通じた理解の深化＞

大分県や日本への深い理解を図るには、県や日本が抱えている課題の解決方法を考えたり、これらのことを他者に伝えたりすることが重要であり、このような活動を進める必要がある。

【 具体的な取組 】

○ 教材の作成・活用を通じた郷土学習の充実

- ・郷土の発展に尽くし伝統と文化を育てた先人について県民と協働して教材を作成した上で、小中学校の道徳や音楽・美術等での活用を推進する。

⇒ ・「子どもたちに伝えたい「おおいた」の魅力アンケート」を毎年実施する。
・上記アンケートによって集められた内容をもとに独自教材を毎年作成する。

○ 郷土の歴史遺産等の学習

- ・小中学生が郷土の歴史遺産、史跡等を実感的に学ぶ機会を充実させる。

⇒ ・実際に触れることにより、郷土の歴史遺産、史跡等を学校等で実感的に学ぶ機会を充実する。

○ プレゼンテーションを通じた理解の深化

- ・SGHコンソーシアムでの活動や海外姉妹校等の交流を活用して、高校生が郷土や日本について考え、プレゼンテーションする機会の充実を図る。

4 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力

会議の中では、「知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力」とはどういったものか、また、どのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 自分で考え表現し相手を説得していく力、また、様々な側面から考え判断する力が、問題が起こった際には不可欠になる。
 - ・ 表現するとは、頭の中で作文をすることであり、文章力が必要。ただ、日本ではいい文章を書くためのルールを学んでいないのではないか。
 - ・ 伝える力の根幹には、相手からしっかり聞く力がまずあるのではないか。
 - ・ 思考し表現する力は、発表する機会が多く与えられ、「場数を踏む」ことで培われるのではないか。
 - ・ 小・中・高と知識・教養が身に付くのと反比例して、子どもに考えたり話し合ったりする機会が授業で与えられないようになり、子どもが考え、発言する意欲がしぼんでいくという状況がある。
 - ・ 特に中学・高校では、定期考査や入試があり、授業を前に進めることや、それによって演習の時間を確保することを重視する傾向がある。そのため、一方的な講義形式の授業を中心にしてしまうが、実際には、言語活動を取り入れた方が生徒の中に内容が残っていく面がある。
 - ・ 大分県と同じように入試などがある秋田県では、より取組が進んでいる。何が課題で大分県では取組が進んでいないのか、しっかりした分析が必要だ。
 - ・ 「言語活動を通じて思考力・判断力・表現力を」と言われると、大変なことをしなければならぬと身構えてしまう。今やっている授業のここを工夫すれば変わる、というヒントのようなものを紹介する方が浸透するのではないか。
- これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【現 状】

<小中学校>

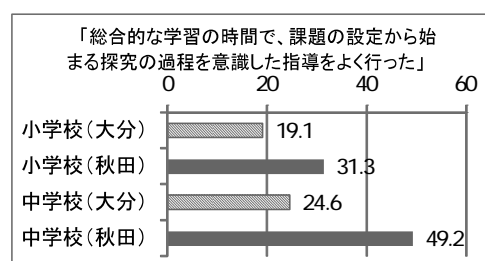
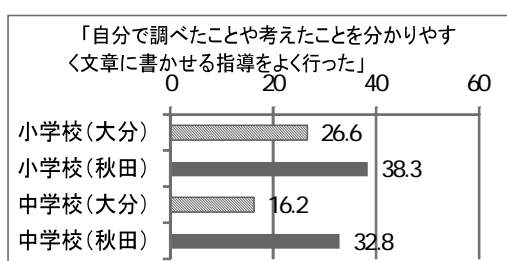
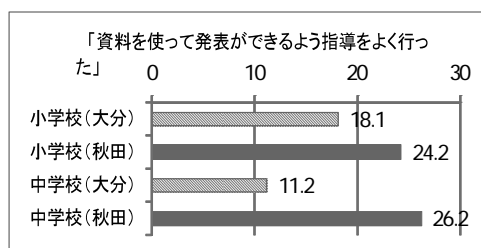
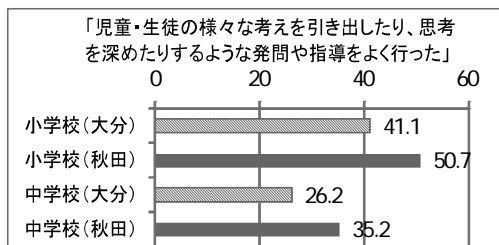
- 学力調査で活用する力に課題
 - ・ 全国学力・学習状況調査において、活用する力が十分でない。
 - 小：H26調査で、国語・算数とも全国平均を超えるが、問題A（知識）に比べ、問題B（活用）で低学力層が多い。
 - 中：H26調査で、国語・数学とも問題B（活用）は全国平均に達していない。

平成26年度 全国学力・学習状況調査結果

◆ 各教科区分別の調査結果 平均正答率

対象学年	小学校第6学年					対象学年	中学校第3学年				
	国語		算数		計		国語		数学		計
区分	A知識	B活用	A知識	B活用			区分	A知識	B活用	A知識	
大分県	73.6	57.2	79.8	58.4	269.0	大分県	79.8	50.2	66.6	57.4	254.0
全国値	72.9	55.5	78.1	58.2	264.7	全国値	79.4	51.0	67.4	59.8	257.6
国との差	0.7	1.7	1.7	0.2	4.3	国との差	0.4	-0.8	-0.8	-2.4	-3.6

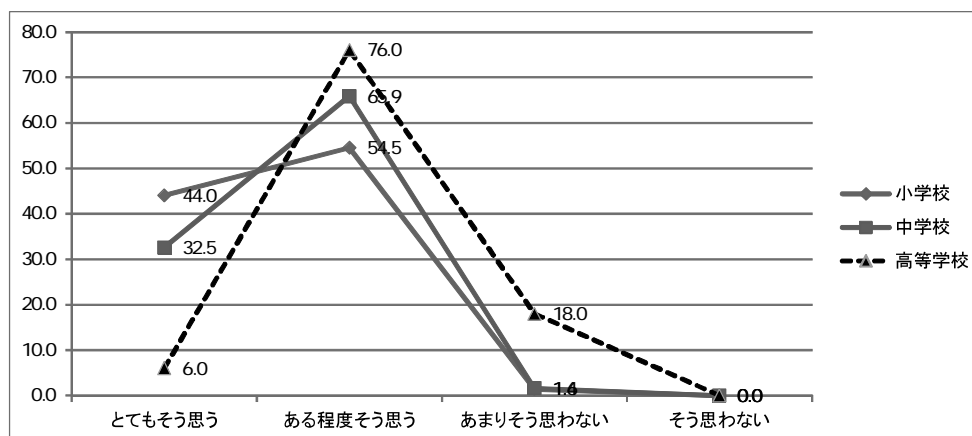
- 各学校では、思考力・判断力・表現力等を伸ばす授業改善が行われつつあるが、教育先進県の秋田県に比べ、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での授業に課題がある。



<高等学校>

- 「全ての教員が言語活動を通じて思考力・判断力・表現力等を育成する授業に取り組んでいると考える校長の割合」が、小中高の中で最も低い。

[全ての教員が言語活動を通じて思考力・判断力・表現力等を育成する授業に取り組んでいると考えますか(校長回答)]



- 授業改善に取り組んでいる学校でもその内容は学校間で差がある。高等学校の第三者評価でも論理的に考え伝える授業ができていないという指摘がある。

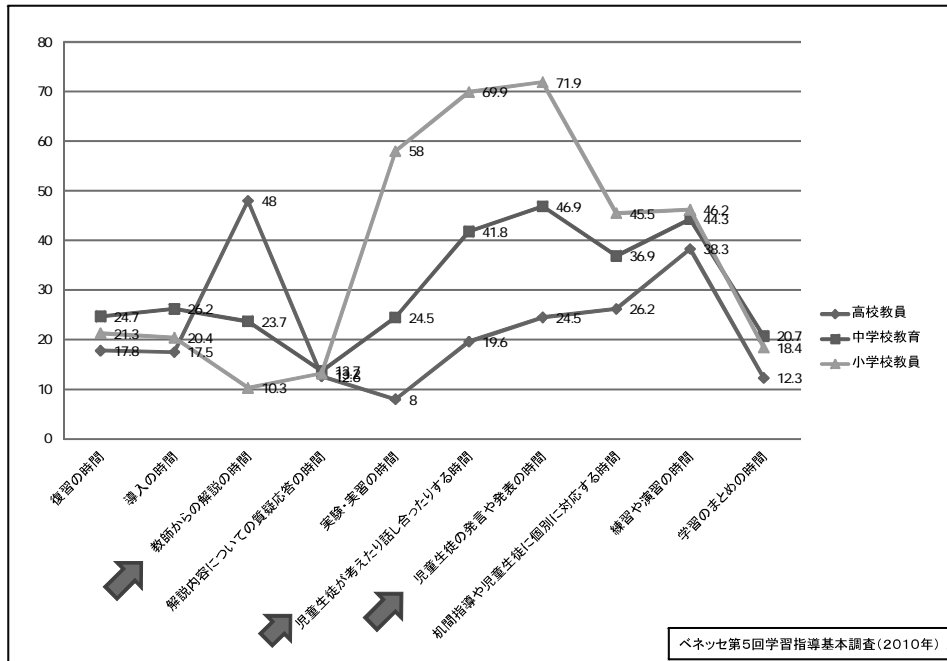
指摘例：
 ・ 授業が教師の一方的な説明が大部分になっている授業がある。
 ・ 言語活動の充実や考える時間が不十分な授業もある。

- ベネッセの全国調査では、教員が心がけている授業時間の使い方・進め方が、「教師からの解説の時間」は高校で高く、中学校、小学校と低くなっていく。他方、「児童生徒が考えたり話し合ったりする時間」や「児童生徒の発言や発表の時間」は、小学校で高く、中学校、高校と低くなっていく。

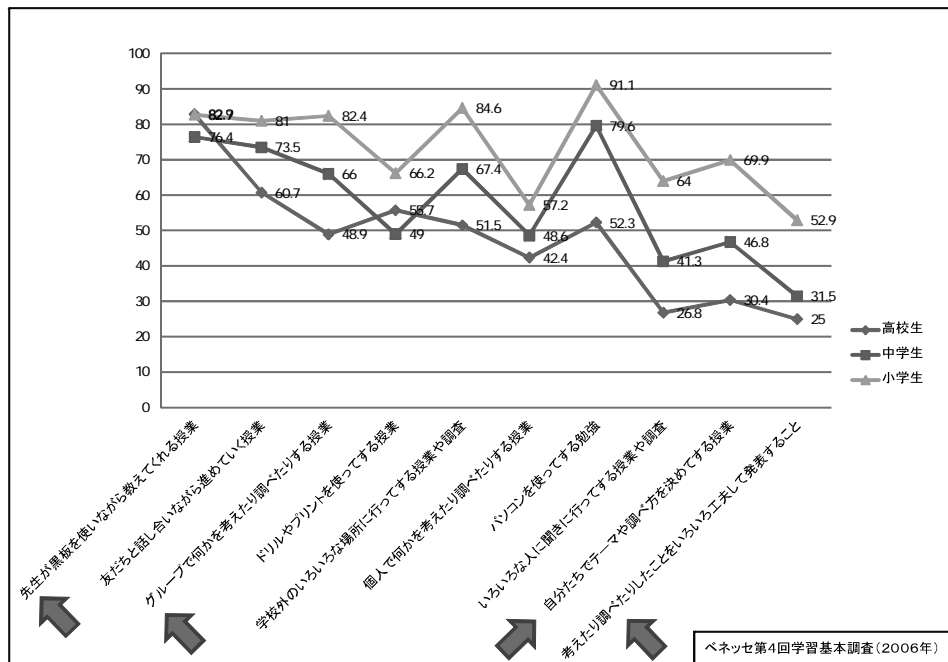
- これに呼応するように、児童生徒の好きな勉強方法は、「先生が黒板を使いながら教えてくれる授業」は小中高いずれでも高い一方、「グループで何かを考えたり調べたりする授業」、「自分たちでテーマや調べ方を決めてする授業」、「考えたり調べたりしたことをいろいろ工夫して発表すること」については、小学校で高く、中学校、高校と低くなっていく。

小中高と授業が一方通行の講義を中心としたものになるに連れ、児童生徒が考えたり、調べたり、発表したりする意欲は下がっていく状況にある。

教員が心がけている授業時間の使い方・進め方



児童生徒の意識: 好きな学校の勉強方法



【 課 題 】

＜①小中学校：思考力・判断力・表現力育成のための継続的な授業改善の推進＞

大分スタンダード（1時間完結型授業・板書の構造化・板書とノートの一体化・習熟の程度に応じた指導の充実）による授業改善が進みつつあるが、ワンランク上の魅力ある授業の創造を目指し、問題解決的な単元展開のもとでの思考力・判断力・表現力の育成を行うなど継続的な授業改善の推進が必要である。

特に中学校では、国語・数学はもとより、全教科、全教員で、思考力・判断力・表現力の育成のための授業改善を図るとともに、授業に限らず学校生活全体を通して、生徒の「学びに向かう力」を高める指導を行う必要がある。

＜②高校：学校全体での思考力・判断力・表現力育成の重要性の共有と実践＞

高校で思考力・判断力・表現力を育成する授業改善が進みにくい理由を分析した上で、大分県の全ての高校が、学校全体で思考力・判断力・表現力育成の重要性を共有し授業改善に取り組むよう、気運の向上や授業改善のポイントの提示を行う必要がある。

【 具体的な取組 】

＜小中学校＞

○ 「新大分スタンダード」に基づく授業展開の推進

- ・ワンランク上の魅力ある授業の創造を目指し、大分県の新たな基準（スタンダード）を開発し、それに基づく授業展開を推進する。

○ ユネスコスクールへの認定による探究学習の推進

- ・ユネスコスクールでのESD教育を軸に、探究型の学習を推進する。

＜中学校＞

○ 「学びに向かう力」を高める学校改善の推進

- ・全ての中学校に、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を共に高める学校改善の推進を働きかける。
- ・このための実践モデル校を設置し、その普及を図る。

＜高校入試＞

○ 思考力・判断力・表現力等を求める高校入試改革

- ・平成27年度高校入試（平成26年度実施）から、高校入試の試験時間を伸ばし、全国学力・学習状況調査も参考にしながら、思考力・判断力・表現力等を問う問題の充実を図る。また、思考力・判断力・表現力等を問う良問となるよう、継続的に問題の改善を図る。

＜高校＞

○ 思考力・判断力・表現力等を高める授業改善の計画的な推進

- ・思考力・判断力・表現力を育成するための「授業改善推進プラン」を今年度中に作成し、学校に示すとともに、県教育委員会を挙げて指導を進める。
- ・思考力・判断力・表現力の育成を進める研究指定校を設置し、その普及を図る。

5 英語力（語学力）

会議の中では、「英語力（語学力）」をどのように育成すべきかについて、概要、以下のような意見があった。

- ・ 中学1年生で英語を学び始めてから1年もたないうちに英語から離れていく生徒がかなりいる。
- ・ 小学校段階で基本的な部分を身に付けさせることが学校教育の一つの責任ではないか。
- ・ 生徒の英語に対する学習意欲を高めることが大切だ。また、親を含めた大人達が、英語の必要性について意識を高める必要があるのではないか。
- ・ 聞く・話すにある程度比重を置いた、実践的な英語を教えたいが、それを評価するシステムがない。
- ・ 英語を使うことが当然だと感じる場面設定や持って行き方を工夫し、臨場感や緊張感の中で、英語を使う状況にすることが必要ではないか。
- ・ 英語「を」学ぶのではなく、英語「で」コミュニケーションしたり活動をしたりとできるようになるために英語を学ぶというように意識を変えていく必要がある。
- ・ 英語教員の中で、リーダー的存在を育てる仕組みが必要だ。
- ・ 英語を教えるためには技能的な力が必要。子どもは、教員の発音がきれいかどうかを見るところがある。海外研修を含め、教員自身の英語力を高めるための研修の充実が必要。
- ・ 小学校では、フォニックスを徹底しておく、単語が読めるようになり暗記が楽になる。
- ・ 適切でない英語の宿題が大量に出されることが、レベルの高い子の障壁になっている。見直せないか。
- ・ 大分県としての英語の授業モデルをつくる際は、①郷土の偉人を英語で伝記化した教材の活用、②英語の論理の型の指導、③友人をつくれる英語コミュニケーション、の3点に留意してほしい。

これらの意見をはじめ、会議での検討を踏まえ、「英語力（語学力）」について、以下の通り現状・課題・具体的な取組を整理した。

【現 状】

<中学生の状況>

- 県が中学校2年生に対して実施する学力定着状況調査の結果を見ると、基礎的・基本的な事項の定着及びその活用が十分とはいえない。

偏差値	H25英語	H26英語	H26数学	H26国語
「知識」を問う問題	48.9	50.3	51.3	50.6
「活用」を問う問題	49.5	50.3	50.5	50.5

- ・ H26では初めて偏差値が50を超えたが、実施教科の中では数値が最も低い。
- ・ 教科別偏差値の5段階度数分布において低学力層が多く、高学力層が少ない。
- ・ また、「聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3つの領域別の正答率は「聞くこと」が61.1で目標値に1.4ポイント届いていない。（昨年は「書くこと」が2.4ポイント目標値を下回っていた。）

- 授業の理解について、英語の授業がわかると答える生徒の数が全国より低い。
「英語の授業がわかる」 57.0%(全国59.9% (-2.9))
- 学習意欲について、英語が好きと答える生徒の割合が全国平均より低い。
「英語の勉強が好き」 53.7%(全国55.9% (-2.2))
- 生徒の資格保持率も全国平均より低い。
 - ・ 中学校3年に在籍していて、英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が29.1%(全国値31.2%)

<高校生の状況>

- 英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る授業が十分にはなされていない。
 - ・ 学習指導要領で、英語で行うことを基本とされている授業(例：コミュニケーション英語Ⅰ)でも、生徒の英語による言語活動時間の割合は、50%未満と答える教員が約半数。
 - ・ 授業外での英語使用の場の設定について「設定してる」とした学校は半数以下。
- 授業の理解について、英語の授業が分かると答える生徒が半数に満たない。
 - ・ 高校2年生に対して実施した学習習慣実態調査の結果では、英語の授業はどの程度分かるかという問いに対し、「よく分かる」8.6%、「だいたい分かる」35.2%と回答。
- 学習意欲についても、英語が好きと答える生徒は他教科と較べ少ない。
 - ・ 高校2年生：英語が好き40.4%(国45.9%, 数44.5%)
- 生徒の資格保持率も全国平均より低い。
 - ・ 英検準2級以上保持者または英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が30.4%(全国値31.0%)

<中学校・高校間の連携>

- 学校段階間の連携が十分とはいえない。
英語力向上のための、小・中・高、または、中・高の連携した取組について実施や検討を「特にしていない」と回答した高校が半数である(実施していると回答した学校は36%)。小・中の連携については、中学校の3割は実施していないと回答している。

<教員の外部資格保有状況>

- 英語担当教員の外部資格保有状況が国の目標に届いていない。
英検準1級等の資格を取得している教員の割合は平成25年調査で、中学校28.6%(全国第16位、全国平均27.9%、国の目標値:50%)、高等学校53.0%(全国第26位、全国平均52.7%、国の目標値:75%)。

＜教員の海外派遣＞

- 教員の海外研修受講者が少ない。県単独で実施している海外派遣研修はなく、国費で1名が6ヶ月間の米国派遣をされているだけである（若手英語教員米国派遣交流事業）。

【 課 題 】

＜英語力向上のための課題と取組の方向性の把握＞

- 会議での委員の意見を踏まえ、児童生徒の英語力や教員の英語指導力についての全県共通の課題は何であるかを把握した上で、小中高の各学校段階ごとの明確な目標設定のもと、小中高を通じた英語力の継続的な向上を進める取組の方向性について、検討する必要がある。

【 具体的な取組 】

○ 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定

- ・小中高を通じた児童生徒の英語力の向上のため、「大分県英語教育改善推進プラン」を策定する。このため、英語教育に関する有識者、県内小・中・高の教員などで構成される「英語教育改善推進委員会」を立ち上げる。
- ・「英語教育改善推進委員会」では、本会議で出た意見を踏まえつつ、英語教育に成果を上げている他県の状況なども参考にしながら、以下の8点について検討し、プランに盛り込む。

- ①児童生徒の英語力の現状と課題
- ②児童生徒の英語力を評価する視点や評価方法
- ③小学校、中学校、高等学校における指導上の課題と指導力の向上のための方策
- ④小中高を通じ英語力を継続的に向上させるための方策
- ⑤児童生徒の英語に対する学習意欲を高めるための方策
- ⑥教員自身の英語力向上のための方策
- ⑦「大分県発英語授業モデル」の開発
- ⑧地域の力を活用した英語力の向上方策

- ⇒ ・平成26年度中に「英語教育改善推進委員会」を立ち上げ、平成27年度秋までに「大分県英語教育改善推進プラン」を策定する。

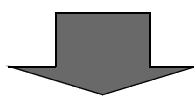
○ 「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善

- ・「大分県英語教育改善推進プラン」に基づき、明確な目標設定及び目標管理のもと、英語教育の改善を進める。

V グローバル人材育成の継続的な推進のための体制整備

本プランでは、会議での検討を踏まえ、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働するグローバル人材の育成のためには、5つの力の「総合力」を高める必要があるとする
とともに、そのための今後3年間に取り組むべき施策を示した。

今後、グローバル化は益々進展していくと考えられ、グローバル人材育成の推進は、これからの3年間に止まらず、継続的に取り組むべき課題となると考えられる。このため、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、本プランを推進するための体制を整備する必要がある。



○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、継続的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定する。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

< 参考 >

大分県グローバル人材育成推進プランについて(概要)

大分県グローバル人材育成推進会議の設置

平成26年5月14日に、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため設置。会議のメンバー及び審議の経過は以下のとおり。

< 大分県グローバル人材育成推進会議委員 >

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部 智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷 敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本 仁
	英語教室	代表	池田 裕佳子
大学関係者	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村 亮
	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎 清男
保護者代表	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山 研治
	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子
学校教育関係者	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺 美和子
	杵築市立杵築中学校	校長	森山 聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村 高三
市町村教育委員会	大分県立由布高等学校	校長	工藤 孝一
	別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

< 審議の経過 >

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力(語学力)」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方

会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県における「グローバル人材」の資質・能力を以下のように定義した。そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとした。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

II

5つの力の「総合力」

グローバル人材育成のための体制の整備

本プランでは、5つの力を総合的に育成するために、今後3年間に取り組むべき施策を示した（別紙）。また、グローバル化の益々進展に対応できるよう、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、プランを推進するための体制を整備する必要があるとした。

○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、組織的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

5つの力の「総合力」によるグローバル人材の育成

I 挑戦意欲と責任感・使命感

【現状・課題】

- 海外への挑戦意欲が高くない
 - ・ 将来留学したり国際的な仕事に就いてみたい小学生：3割
 - ・ 留学に前向きな高校生：4割
- 留学や海外大学進学実績が低調(H25)
 - ・ 留学している高校生は0.1%(31人)
 - ・ 海外大学への進学は5人
- 留学や海外大学進学へのサポートが十分でない
 - ・ 留学の壁は、①言葉の壁、②経済的負担、③留学方法等への不安感
 - ・ 積極的に留学を推奨する高校は3校のみ
 - ・ 海外大学進学への情報提供ができる高校が少ない

【取組】

- 「人材バンク」の設置によるグローバル人材に触れる機会の充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成
- 海外大学進学への相談体制の整備
- 国の留学支援事業の一層の活用を含め、留学への経済的な支援の充実

II 多様性を受け入れ協働する力

【現状・課題】

- 国際交流活動はある程度行われているが、頻度や継続性等に課題
 - ・ 過半数の小学校で、APUの留学生等と国際交流を実施
 - ・ 国際交流を行っている高校は1/3、海外修学旅行は5校に止まる(H14の21校から大幅減少)
 - ・ 単発的な交流が多く、一定期間、共に過ごす機会の充実が必要
- A.L.Tの一層の活用
 - ・ 学校行事など授業以外での活用は、毎週から回数回まで様々

【取組】

- 国際交流活動の市町村教委間での情報共有の推進
- 小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的実施
- 県立学校での海外交流の推進
- 締結など国際交流協定の推進
- 留学生活用を軸としたSGHの教育プログラム普及
- ホームステイ受入活用策の検討
- 国際バカローラ認定への研究
- 異文化理解の推進の観点からのA.L.Tの活用

一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を増増。

III 大分県や日本への深い理解

【現状・課題】

- 郷土学習の一層の充実
 - ・ 郷土の先人や芸術、歴史遺産などを知る機会を増やす必要
- 考え伝える活動を通じた理解深化
 - ・ 県や日本の課題の解決方法を考え、他者に伝える機会を増やす必要

【取組】

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- 郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実
- 海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてプレゼンテーションする機会の充実

IV 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力

【現状・課題】

- 小中：授業改善が行われつつあるが、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での思考力を伸ばす指導に課題。
- 高：思考力・判断力・表現力等を育成する授業への組織的取組が、小中高で最も低い。

【取組】

- 小中：「新大分スタンダード」のもとでの継続的な授業改善の推進
- 中：全教科、全教員を通じた、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める「学校改善の推進高校入試改革」
- 高：「授業改善推進プラン」を作成し授業改善を計画的に推進

V 英語力（語学力）

【現状・課題】

- 英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ない。
 - ・ 分かる：中学生57%、高校生44%
 - ・ 好き：中学生54%、高校生40% (他教科より低い)
- 英語教員の外部資格保有が不十分
- 英語教育の改善方針が明確でない

【取組】

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定及びプランに基づく改善
 - ・ プラン策定のため、年内に、有識者・教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」を設置。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成

